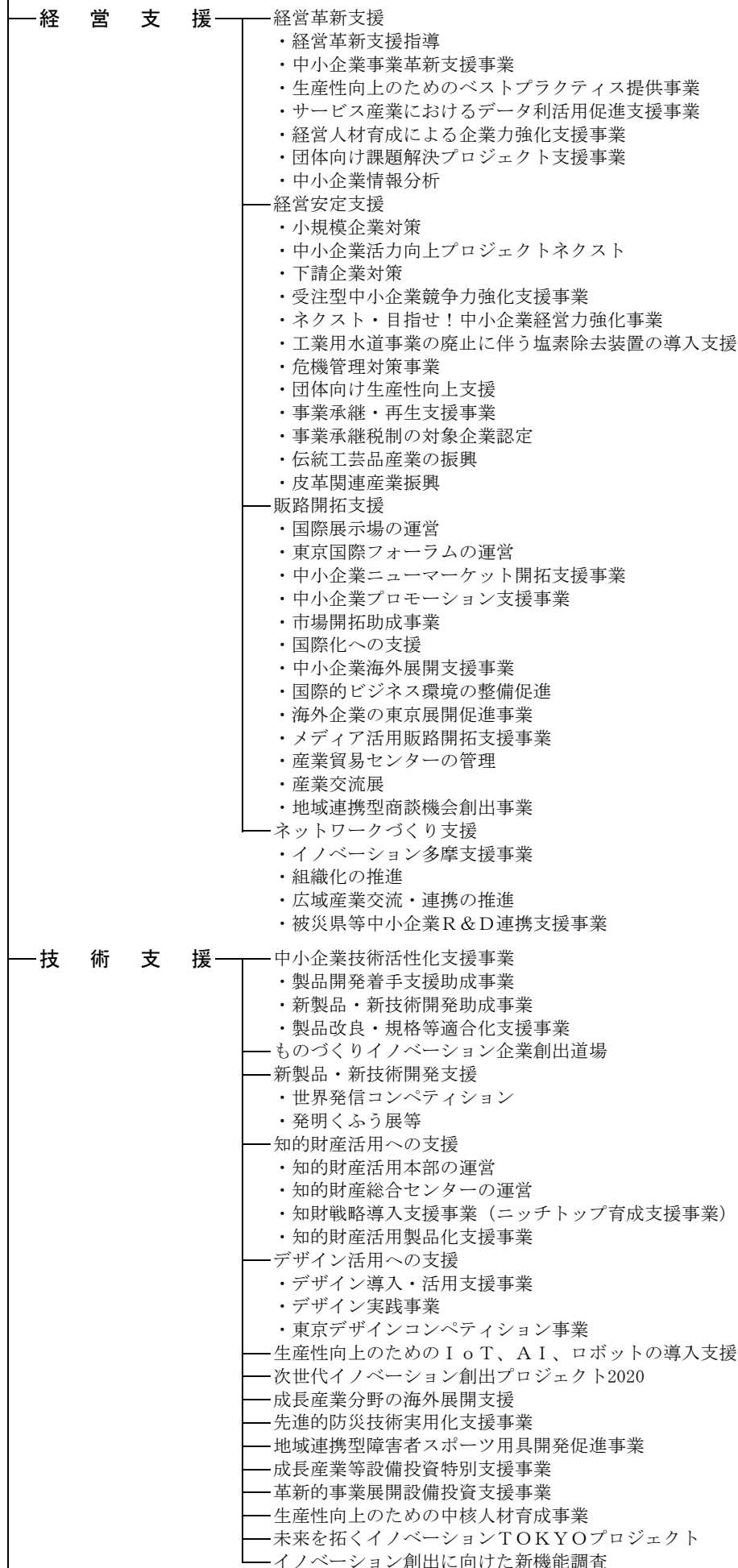


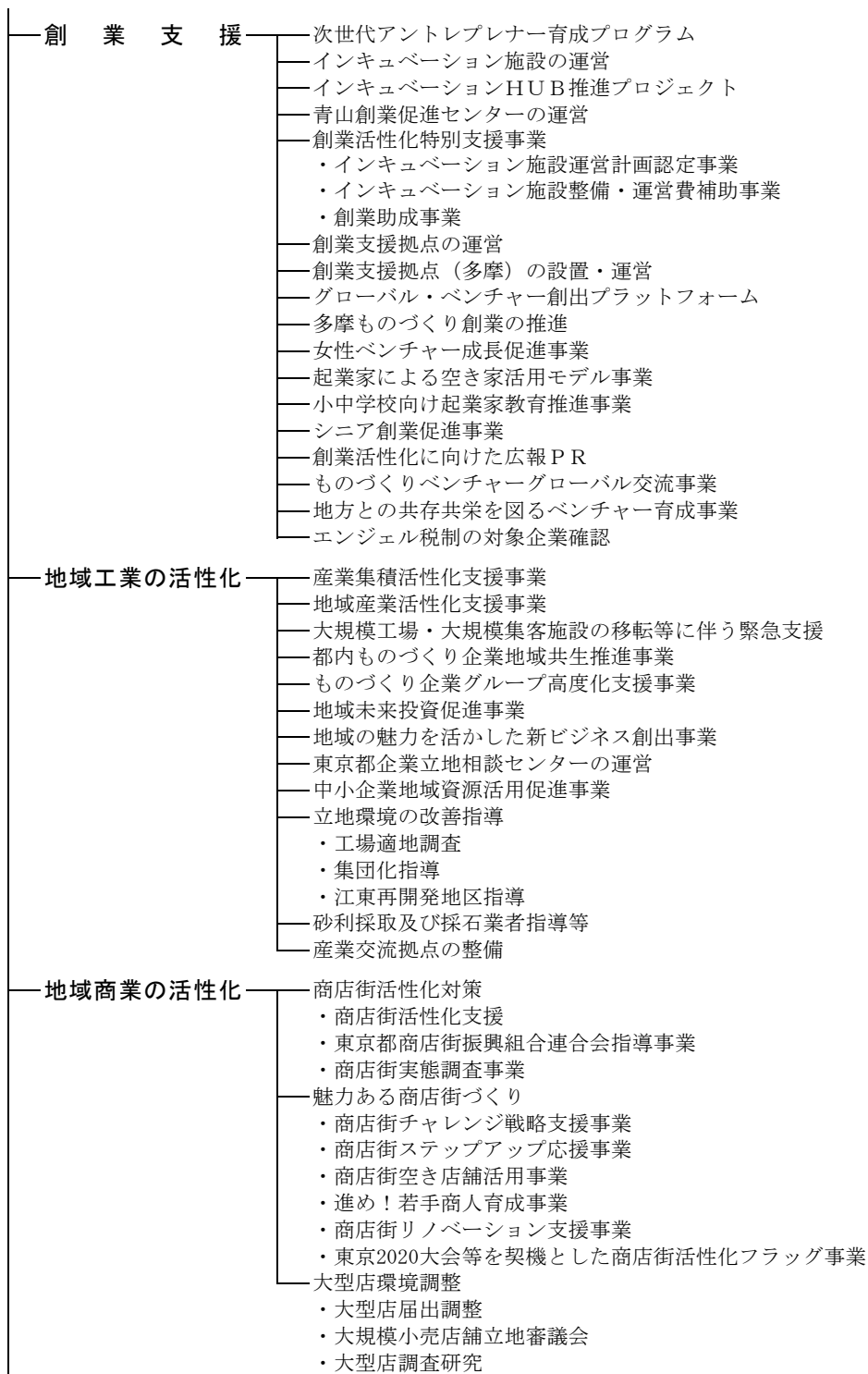
### Ⅲ 中小企業対策

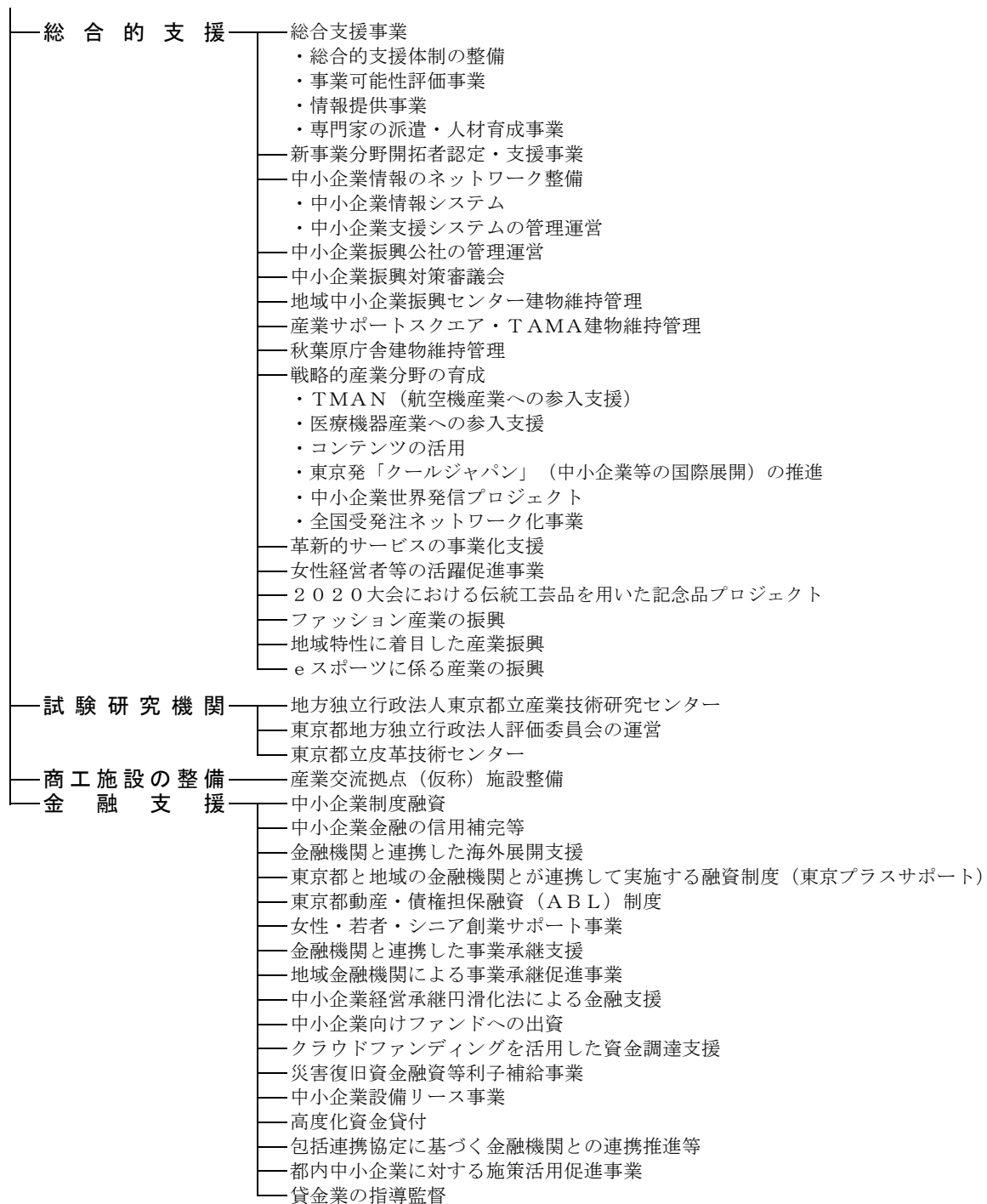


# ○施策の体系

## 中小企業対策







# 第1 経営支援

中小企業は、多様な事業分野で特色ある事業活動を行っており、こうした活動を通じ、都民の日常生活の財やサービスを提供するとともに多様な就業の機会を創出して、地域経済を支える役割を担っている。

しかし、激化する国際競争、人口減少・少子高齢化・後継者不足等により、経営の立て直しが迫られるなど、中小企業を取り巻く経営環境は、厳しい状況が続いている。

こうした状況を乗り切るため、個々の中小企業や各業界における新しい技術・製品や新しい事業・サービスの開発への積極的な自助努力、また、地域・企業のグループによる活性化の取組に対して支援し、経営の改善・強化を図る。

## 1 経営革新支援（経営支援課・調整課）

中小企業を取り巻く環境は、産業構造のサービス化や情報技術の高度化、世界経済等により、大きく変化している。こうした状況下の企業経営では、製品・サービスの高付加価値化や市場の変化に迅速、的確に対応できる力を確保すること等、生産性を高めていくことが重要な課題となる。

経営革新支援は、中小企業や事業協同組合、あるいは任意グループが経営革新を図るため、新たな事業活動を行う場合に、低利融資等により支援する事業や、生産性の向上を図る中小企業を後押しする事業等を展開していくものである。

### (1) 経営革新支援指導

少子高齢化、経済活動のグローバル化の進展等、中小企業を取り巻く経営環境が絶え間なく変化する中で、中小企業は多種多様な業種・業界があることに加え、生産や存立の形態が異なっており、実態に即した施策の検討・構築が必要である。

このため、製造業、流通業、サービス業等の業界の実態を把握し、各々のニーズを反映した施策を業界とともに総合的かつ効果的に推進し、中小企業の経営の革新を図っていく。

- ・業種別動向調査：業界の現状を把握するため、業種別に調査を行う。
- ・情報連絡会：業界との情報交換及び施策の普及を行う。
- ・経営革新支援協議会：経営革新の支援体制の整備に関し、関係機関と連絡・協議を行う。
- ・全国皮革行政連絡協議会：皮革関連産業を有する都府県が情報交換し、国に対し要望等を行う。
- ・経営革新計画承認企業フォローアップ支援

#### ア 実施フォローアップ

承認直後から計画開始2年未満の企業等に対し、経営の専門家を派遣して計画の実現を後押しする。また、事例集を発行し経営革新計画への取組拡大を図る。

#### イ 終了時フォローアップ

経営革新計画の残存期間が1年未満の企業等に対し専門家を派遣し指導する。また、「東京都経営革新優秀賞」を設置して、計画に基づく取組により、付加価値額や経常利益の向上等、優れた経営の成果を収めた中小企業の表彰を行う。

- ・承認申請窓口の設置：商工団体等への受付窓口等を設置し、中小企業の利便性の向上を図る。
- ・関係機関への情報提供等

## (2) 中小企業事業革新支援事業

中小企業等経営強化法に基づき、経済的環境の変化に即応して中小企業自らが行う経営革新・研究開発等、事業を支援するための措置を講じ、中小企業の創意ある事業の取組により経営の向上を図っている。

＊中小企業等経営強化法とは、中小企業等が行う経営革新や新たな事業活動、経営力向上に対し支援することにより、中小企業等の経営強化を図ることを目的とする。（平成11年法律第18号）

### ア 経営革新計画の承認

中小企業者等が策定する経営革新計画を知事が承認する。

（計画の内容）

- ・新商品の開発又は生産
- ・新役務の開発又は提供
- ・商品の新たな生産又は販売方式の導入
- ・役務の新たな提供方式の導入、その他新たな事業活動

（承認企業への支援策）

- ・政府系金融機関による低利融資〔日本政策金融公庫〕
- ・中小企業信用保険法の特例〔信用保証協会〕
- ・東京都制度融資
- ・市場開拓助成事業 等

### イ フォローアップ調査

経営革新計画の承認を受けた企業を対象に、アンケート調査を実施する。

## (3) 生産性向上のためのベストプラクティス提供事業

人手不足等により多忙を極める中小企業の、生産性向上に向けた具体的な行動を促すために、生産性向上のヒントとなる自社に最適な知見や情報（ベストプラクティス）を気軽に素早く収集できるような仕組みを構築する。

## (4) サービス産業におけるデータ利活用促進支援事業

中小サービス事業者が自社の顧客等のデータを利活用することで、生産性の向上を図る取組を支援する。具体的には、普及啓発セミナーの開催、専門家によるデータ収集・分析手法の助言、アクションプランの策定・実行支援を行うとともに、データ分析システム等ITツールの導入・改修にかかる費用を助成する。また、こうした一貫した支援により創出したモデル事例を広く情報発信する。

## (5) 経営人材育成による企業力強化支援事業

成長拡大志向の企業では、企業規模の拡大に伴って、経営者一人で経営方針を立てて、高度な経営判断を行うことや、経営者が社内の全てを把握することが困難になるため、経営者を経営戦略や組織マネジメントの面でサポートできる中核人材（以下、「経営人材」という。）の存在が必要となる。そこで本事業では、経営人材を育成することで、企業の持続的成長を後押ししていく。具体的には、経営人材の普及啓発セミナーの開催、経営人材育成講座の実施、専

門家等による人材育成講座後のフォローアップまで一貫した支援を行う。

(6) 団体向け課題解決プロジェクト支援事業

東京2020大会の開催を契機として、中小企業団体等又は中小企業グループが、団結して業界の活性化に向けて取り組む事業の実施等を支援する。具体的には、事業実施主体となる団体等に対して、コーディネータを配置し、事業計画の策定からその後の実施までを一貫して支援する。また、業界再生・活性化のモデルケースとなる先進事例・成功事例を生み出す特別支援では、団体が取り組む大型案件を実現まで徹底的に支援する。

(7) 中小企業情報分析

ア 中小企業の現状

産業振興策等の企画立案資料として活用するため、また、中小企業の経営に資するため、都内中小企業の経営実態や行動を把握し、総合的に現状と課題を整理して年度ごとに報告書として取りまとめる。製造業、サービス産業、流通産業を3年ごとに調査対象とし、令和元年度はサービス産業を対象に調査を行う。

イ 景況調査

都内中小企業の景況（業況、売上高、予想業況等）を毎月アンケート調査することによって、業種別、規模別の景況の状況を迅速に把握し、中小企業の経営判断の資料として情報提供するとともに施策等に活用する。

他に、四半期ごとの調査（設備投資等）及びテーマ別の付帯調査を行う。

ウ 業種別経営動向調査

都内中小企業の決算数値をアンケート調査により把握し、業種別に経営比率を算出することによって、中小企業の経営改善のための参考資料に供するとともに、中小企業施策の実施や施策効果の測定に活用する。

エ 事業化調査

産業振興策等の具体的な施策化に当たって、調査の対象や内容を絞り込み、施策効果の向上と実施の効率化を図るために調査を行う。また、急激な経済環境変化などの緊急課題にも対応した調査を行い、その結果を対応策の立案に活用する。

## 2 経営安定支援（経営支援課・地域産業振興課・調整課）

経営安定支援は、需要の低迷等により厳しい環境にある産業、親企業の動向に左右される不安定な下請企業、また、伝統的な技術、技法を今日に伝承する産業などに対し、環境変化への対応や経営力強化のための各種支援を実施するものである。

(1) 小規模企業対策

中小企業の中でも特に小規模企業者（従業員20人以下、商業・サービス業5人以下）の経営の安定を図るため、商工会・商工会議所等が小規模企業者の経営を改善するために実施する経営相談、講習会の開催、会計の記帳指導等に係る経費を助成するとともに、商工会等に対して現地指導や検査を行う。

また、小規模企業者が経営を見直し、世代交代や業態の転換等を進めながら地域で持続的な発展を図ることができるよう、都内7か所に支援拠点を設置し、商工会等が取り組む地域ブランド開発等の活性化事業及び特定施策推進事業を支援している。支援拠点では、小規模企業者



が抱える事業承継等の課題解決を支援するとともに、事業承継モデルを創出し広く普及するための補助制度を実施する。今年度は事業承継に取り組む企業の裾野を広げるため、様々な媒体を用いた啓発を行うほか、多摩・島しょ地域の事業承継を促進するため、フォーラムの開催やマッチングを支援する。

(2) 中小企業活力向上プロジェクトネクスト

中小企業が抱える経営課題を解決し、都内中小企業の底力向上と将来の成長を図るため、都内の中小企業支援機関との連携の下、商工会・商工会議所の経営指導員と専門家を企業に派遣する。これにより、経営診断の実施から短期的・中長期的課題の解決に向けた支援までを、切れ目なく一貫通貫に支援していく。また、事業計画を進めるにあたって直面した新たな課題を解決する支援も行う。

ア 経営診断チェック (1企業当たり1回まで)

中小企業診断士の派遣により企業の抱える顕在的・潜在的な課題を明確にすることで、企業自身の気づきを促す。

イ アシストコース (1企業当たり9回まで)

経営診断チェックにより明確となった課題の解決等に向け、各専門家を派遣し、経営改善に向けた具体的な支援を行う。

ウ フォローアップコース (1企業当たり5回まで)

中長期の事業計画を策定した企業のうち、実行支援後の新たな課題に直面した企業に対して各専門家を派遣し、計画の実行性を一層高めていく。

(3) 下請企業対策

下請中小企業の経営基盤はぜい弱で、経済情勢の変動等に伴う種々の影響を受けやすいため、下請取引等を始めとする諸問題の解決に向けて取り組むとともに、適正な仕事の確保等により、下請中小企業の自立化を図っている。

ア 下請企業取引対策

受注・発注の情報提供、技術水準向上、育成指導及び経営合理化の指導等を行うとともに、下請取引の実態調査、展示会出展及び下請企業取引対策商談会を実施し、下請中小企業の適正な仕事の確保や自立化を支援している。

イ 取引改善指導 (ADR) (裁判外紛争解決手続き)

下請取引に係る紛争解決のため、法務大臣によるADR認証を取得し、迅速かつ効果的な相談及び調停を実施する。調停人として弁護士を配置するほか、紛争解決専門員が問題の解決に当たる。また、取引適正化相談員を配置し、巡回による取引改善指導を行う。

ウ 下請企業等への支援

親企業団体との協議会を開催し、生産動向や発注動向等を聴取するとともに、下請企業に対する不法・不当なしわ寄せの防止と下請法の法令順守の指導を行っている。また、東京商工会議所及び東京都商工会連合会に設置する経営安定特別相談室において倒産防止相談事業を実施している。さらに官公需における中小企業の受注機会の確保を図る。

(4) 受注型中小企業競争力強化支援事業

都内の受注型中小企業が行う自社の技術・サービスの高度化・高付加価値化に向けた技術開発等に要する経費の一部を助成することで、受注機会の拡大や競争力の強化を支援する。

・助成限度額：2,000万円（一般枠）、1,000万円（小規模企業枠）

- ・助成率：2／3以内
  - ・助成期間：1年3ヶ月以内
- (5) ネクスト・目指せ！中小企業経営力強化事業
- ア 展示会等出展支援助成事業（販路拡大助成事業）
- 経営基盤の強化に取り組む都内中小企業や積極的にPR展開を図る企業に対し、販路開拓を目的として、都内中小企業が展示会に出展する取組等に対して、経費の助成を行う。
- また、展示会出展やPR展開をより効果的に実施するためのセミナーを開催する。
- ・助成率：小規模事業者2／3、小規模以外1／2以内
  - ・助成限度額：150万円
- イ マッチング商談会の開催
- 受注機会の拡大を支援するために、マッチング商談会を開催する。
- (6) 工業用水道事業の廃止に伴う塩素除去装置の導入支援
- 平成30年第3回都議会定例会において「東京都工業用水道条例を廃止する等の条例」が可決されたことに伴い、平成31年4月1日から順次上水道へ切替えが進むこととなった。上水道には工業用水道には含まれていない塩素が含まれているため、塩素が企業の生産活動に影響を及ぼす等の理由から、希望する工業用水道ユーザーのうち都内中小企業を対象に、塩素除去装置を都の費用負担で設置する。また、経営・技術に関する相談に対応するため、工業用水道の供給区域内に相談窓口を設置するとともに、現地における経営相談に対応するため、専門家を派遣し経営相談を実施する。
- (7) 危機管理対策事業
- ア 東京都BCP策定支援事業
- 大地震や新型インフルエンザ等のリスクが高まる中、リスクが発生した場合でも速やかに事業を継続するための計画である事業継続計画（BCP）の策定は重要な課題であるため、BCP策定のための講座、セミナーを開催するとともに、個別コンサルティングによる策定支援を行うことで、都内中小企業のBCP策定を支援する。また、既にBCPを策定済みの都内中小企業を対象としたセミナーを開催し、BCPの継続的な取組を支援する。
- イ 団体向けリスクマネジメント普及啓発事業
- グローバル化や情報化の進展、取引構造の変容等を受け、中小企業は様々なリスクに直面している。そのため、中小企業団体及び傘下の中小企業に対し、リスクマネジメントの重要性を普及していくことで、都内中小企業のリスクマネジメント能力を複合的に向上させていく。
- (ア) 普及啓発セミナー
- 中小企業団体等を対象に、リスクマネジメントへの対応を学ぶセミナーを開催する。
- (イ) 助成事業
- 中小企業団体等が組合員向けに配布する普及啓発チラシ、マニュアル作成等に係る経費の一部を助成する。
- (ウ) 特別支援
- 中小企業単体では費用や体制面で実現が困難なサイバーセキュリティ対策を中小企

業団体単位で実施することに対し、包括的に支援する。

#### ウ 中小企業サイバーセキュリティ対策の普及促進

##### (ア) 東京中小企業サイバーセキュリティネットワーク（T c y s s）の運営

中小企業支援機関、専門機関等とともに、中小企業のサイバーセキュリティ向上に必要な施策について、様々な角度から検討を行う。

##### (イ) 相談窓口による相談業務

中小企業からのサイバーセキュリティに関する各種相談に対して、助言を行う。

##### (ウ) 普及イベントの開催

中小企業の規模に応じて、経営者・実務担当者等の対象者を分けたミニセミナー等を各機関の協力のもと複数回開催する。

##### (エ) ポータルサイトを活用した情報発信

緊急サイバーセキュリティ情報や、東京都の事業情報等を効果的に発信するため、視覚的訴求効果の高いポータルサイトを構築・運用する。

#### エ 中小企業における危機管理対策促進事業

都内中小企業にとって首都直下型地震や局地的豪雨といった自然災害、大都市で流行しやすい感染症や近年増加しているサイバー攻撃は、今すぐにでも起こりうる重大なリスクとなっている。経営基盤が脆弱な中小企業が安全・安心に事業を継続できるよう、様々な支援メニューにより、実効性ある事業継続対策を後押ししていく。

##### (ア) 助成率：1／2以内（BCP実践促進：小規模企業 2／3以内）

##### (イ) 助成限度額：1,500万円

##### (ウ) 助成対象経費

- ・サイバーセキュリティ対策のために整備する設備機器費等
- ・策定したBCPを実践可能とするために必要な取組に要する経費
- ・エネルギーコスト削減効果が高いと認められた設備機器の導入に必要となる経費

##### (8) 団体向け生産性向上支援

人口減少社会を迎え、次世代の担い手不足が深刻化する中、東京の産業競争力の維持、さらには発展を実現するには、技術・技能の着実な継承に加え、生産性の向上を図ることが不可欠である。

そこで、技術技能継承に関するマニュアルや継承計画の策定、専門的な課題に対する実地研修など、小規模企業団体の技術・技能継承に係る自主的な取組に対し、経費の一部を助成する。併せて、中小企業団体等に対し、ICT等の先進技術の有用性や活用事例を紹介する団体向け普及啓発セミナー、団体構成員向け普及啓発支援を実施する。

##### (9) 事業承継・再生支援事業

都内中小企業の多くが事業承継の問題を抱え、これを放置すると東京の産業の存立基盤そのものが崩壊してしまう恐れがある。円滑な事業承継のためには、早期からの準備や後継者の育成等が重要であり、潜在層への働きかけから相談に至る体制を整備するとともに、普及啓発セミナーや後継者育成支援等の施策を実施していく。

また、次代に引き継ぐべき優れた技術等を有し、かつ事業承継に取り組む意欲をもつ企業

に対しては、継続的なハンズオン支援を実施し、事業承継、経営安定化のために必要となる取組に要する経費の一部を助成するほか、会社合併や事業譲渡等の相手先を捜すために必要となる経費の一部を助成する。

- ・助成率：2／3以内
- ・助成限度額：200万円

(10) 事業承継税制の対象企業認定

中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律（平成20年法律第33号）に基づく事業承継に伴い中小企業の非上場自社株式等を先代経営者から相続または贈与により取得した場合の相続税・贈与税の納税を猶予・免除する特例制度の認定業務を遂行するとともに、制度の活用促進を図る。（第5次地方分権一括化法の成立（平成27年6月法律第50号）により、平成29年4月1日より認定事務が国（経済産業省）から都道府県に移管）

(11) 伝統工芸品産業の振興

東京には、歴史と風土に生まれ、その伝統を今に伝える伝統工芸品が数多く存在する。しかし、これらに携わる企業はほとんどが小零細企業であり、近年の社会・経済環境の変化に対応しきれず、技術の伝承さえ困難な状況にあるため、伝統工芸品産業の保存と発展を図っている。

- ・伝統工芸品展等による市場開拓事業
- ・展示会等による後継者育成支援事業
- ・功労者顕彰や伝統工芸士の認定などの普及推進事業

なお、伝統工芸品目の指定は、伝統的工芸品産業の振興に関する法律（昭和49年法律第57号）により国から指定されるものと、都の指定する伝統工芸品目があり、現時点の指定品目数は、都の指定が41品目、うち国の指定が16品目となっている。

(12) 皮革関連産業振興

皮革関連産業の経営環境は、皮革の輸入自由化などの影響を受け、大変厳しいものとなっているため、皮革製品の国内外の展示会出展や技術者の海外研修などにより、皮革関連産業の振興を図っている。

ア 皮革産業活性化対策

(ア) 皮革総合見本市参加事業

皮革の総合見本市等に皮革製品を展示し、国内外の販路開拓を図る。

- ・国内展示会：年2回（東京レザーフェア）
- ・海外見本市：年1回（ジャパン・シューズフェア）

(イ) 皮革産業技術者研修派遣

皮革関連産業の技術者をイタリアのアルス製靴学校に派遣し、高度な意匠技術を習得させるとともに市場動向を把握し、意匠技術や新製品等の開発能力の向上を図っている。

- ・受講資格：概ね2年以上の実務経験を有し選考試験に合格した者

イ 皮革製品製造業経営安定対策

消費者ニーズの動向を的確に把握する展示会を開催し、新商品の開発及び販路の開拓を図っている。

- ・年2回開催・・・靴展示会 1回
- 皮革製品展示会 1回

## ウ 皮革関連産業振興対策

### (ア) 皮革関連産業素材開発支援事業

欧州先進国における素材、商品等のファッション、トレンド、消費者ニーズ等の情報を収集・分析・提供し、新素材開発に向けての具体的な検討を行う。

開発した素材の試作品は、展示会等で展示することで、新素材のPRを行う。

### (イ) 皮革鞣製業経営安定対策

豚革の素材を活かしたデザインの新商品などの展示会を実施し、皮革関連製品の需要開拓を行う。

#### ・展示会開催

豚革のイメージアップと豚革製品の内需拡大を図るため、ファッションショー等を行う。

#### ・需要開拓

皮革関連産業の販路開拓を促進するため、繊維総合見本市やギフトショーへ積極的に出展する。

#### ・新商品企画開発

豚革商品の試作を進め、皮革製品業界の開発意欲の喚起を図る。

### (ウ) 小規模事業者等啓発事業

産業界等に対し、人権問題に対する理解と協力を求めるため、有識者による講演会等を行う。

## 3 販路開拓支援（経営支援課・調整課）

経済のグローバル化により、都内中小企業においては、国内の販路拡大に加え、海外展開を志向する企業が増加している。

都では、都内中小企業等が見本市、会議等として活用できる施設の運営・管理をはじめ、海外展開や海外販路拡大を志向する企業への支援や海外企業の誘致促進によるビジネス機会の拡大などに取り組んでいる。

### (1) 国際展示場の運営

#### ア 国際展示場の運営

東京国際展示場（東京ビッグサイト）は、見本市、会議、イベントなどの多様な催しを開催できる国内最大の総合コンベンションセンターである。この施設の運営を通じて産業や文化の発展と交流に寄与している。

なお、東京2020大会において国際放送センター（IBC）及びメインプレスセンター（MPC）としての利用が予定されている。

#### イ 有明体操競技の後利用

東京2020大会において有明北地区に整備される有明体操競技場を、大会後の施設の有効活用を図るため、展示場として利用していく。

### (2) 東京国際フォーラムの運営

東京国際フォーラムは、東京の中心から文化と情報を国際規模で発信し、イベント、展示会、会議などの多様な催しを開催できるコンベンション&アートセンターである。この施設の運営を通じて、産業や文化の発展と交流に寄与している。

(3) 中小企業ニューマーケット開拓支援事業

ベンチャー企業をはじめとした中小企業は、製品開発力・技術力を充分備えていても営業力が弱いため、販路先の確保が難しい面がある。

そこで、営業経験の豊富な大企業OBなどの持つネットワークや市場情報を有効に活用して、中小企業の優れた製品や技術を商社やメーカーに紹介するとともに、「売れる製品・技術」として改良するためのアドバイス等を行う。また、マーケティング戦略策定から支援し、営業力強化及び営業体制の確立に対する意識改革を促しながら自立化へ導く。

(4) 中小企業プロモーション支援事業

販売促進活動の差別化を図るため、自社の「強み」や「売り」（自社ブランド）の取組の重要性が増しており、世間に広く認知されるためのプロモーション戦略も必要となる。

このため、自社のPR（プロモーション）手法の作成支援、並びに基礎知識、戦略策定、及び、実際の具体的な実行支援までを体系的に学び、「自社の強みの発見」や「売れる仕組み」、「効果的な販促ツール」を得ることで、都内中小企業の更なる販路拡大と企業の人材育成を図っていく。

(5) 市場開拓助成事業

東京都及び（公財）東京都中小企業振興公社から一定の評価又は支援を受け自ら開発、又は「イノベーションマップ」に該当する自社の製品等について、国内外の見本市に出展する費用や新聞・雑誌等に掲載する広告費等の一部を助成する。

(6) 国際化への支援

ア 海外貿易情報の収集提供支援

（独）日本貿易振興機構（JETRO）の保有する貿易・投資情報の提供等を通じて、都内中小企業の海外投資や貿易の振興を促進する。

イ 輸出信用補償

株式会社日本貿易保険（旧（独）日本貿易保険）が実施している輸出手形保険に対し、都は15%を上限に上乗せ補償を行ってきた。現在、新規付保や荷為替手形買取金融機関へのてん補金の支払いは終了しているが、過去にてん補金を受けた金融機関からの回収金の受入等を行っている。

(7) 中小企業海外展開支援事業

ア 海外展開総合支援事業

(ア) 海外販路ナビゲーターによるハンズオン支援

海外のビジネス事情に詳しい企業OB等が、専門商社を活用するなどして、都内中小企業の海外取引や海外進出に向けた取組を支援する。

(イ) 海外展示会出展支援

出展効果の高い海外の展示会・見本市等を有効に活用し、中小企業の海外販路開拓を支援する。

(ウ) 国内における海外バイヤー等とのマッチング支援

海外バイヤーが多く訪れる国内展示会を活用し、効率的な都内中小企業の製品のPR及びマッチングを実施する。

(エ) 海外展開チャレンジ支援

海外展開を目指す企業に対し、セミナー、個別相談会による情報提供や事業計画の策定支援等を実施する。

(オ) 海外ワンストップ相談

輸出入、海外投資、海外事情等の海外展開に関する様々な相談にワンストップで対応する相談事業を実施する。

(カ) 貿易実務者養成講習会

貿易実務に精通した企業内人材の育成のため、中小企業を対象として輸出入に関する実務を中心とした講座を実施する。

(キ) 国際化対応リーダー養成講座

海外展開を積極的に進める中小企業において、中心的な役割を担うグローバル人材を育成するため、連続講座を実施する。

(ク) 欧米中展開サポート事業

日EU経済連携協定の発効や米中貿易摩擦等に的確に対応するため、海外ワンストップ相談員が欧米中の相談を受けた際に現地情報を収集できるホットラインを設置する。

イ ASEAN展開サポート事業

(ア) タイ事務所

(公財) 東京都中小企業振興公社のタイ事務所において、相談対応や現地情報の提供、ビジネスマッチングなどにより、都内中小企業の現地での営業活動の支援と技術・製品等のPRのための情報発信を行う。

(イ) サポートデスク

都内中小企業の海外展開に伴う現地支援拠点として、インドネシア（平成29年度）及びベトナム（平成30年度）に設置したサポートデスクで、現地の法規制や経済事情を踏まえた相談対応、ビジネスマッチング等を実施する。

ウ 海外企業連携プロジェクト

海外企業への生産委託や技術提携を望む都内中小企業に、技術力のある海外企業の情報提供を行い、両者のマッチング支援を行う。

エ 海外拠点設置等戦略サポート事業

海外拠点開設等を目指す都内中小企業が事業計画に基づいて海外展開を図れるよう、精緻な海外戦略の策定と現地検証等をトータルで支援する。

オ 地域間経済交流事業

海外都市（地域）と経済交流に関する協定等を締結し、都内中小企業が現地支援機関や企業間ネットワークを活用できる仕組の構築を検討する。

カ 医療関連機器等の海外展開支援

今後成長が見込まれる医療関連機器産業の海外市場において、都内中小企業の技術や製品等の販路開拓を図るため、医療関連機器産業に関する海外展示会への出展を通じ、海外ビジネススキル・ノウハウの蓄積、商談機会の創出、現地の政府機関や企業等との連携・交流等の支援を行い、医療関連機器産業における都内中小企業の海外展開を促進する。

キ スポーツ・健康分野の海外展開支援事業

東京 2020 大会等、世界的なスポーツのメガイベントの国内開催が続くことを好機と捉え、世界最大級のスポーツ用品等展示会への出展を支援し、都内中小企業のスポーツ・健康関連産業を世界に発信するとともに、成長を続ける巨大な海外のスポーツ市場の取込みを図る。

(8) 国際的ビジネス環境の整備促進

東京での事業展開を目指す外国企業、外国人起業家や東京で事業を展開している外資系企業等を対象に、ワンストップでビジネス支援及び生活支援を行う総合的な支援窓口である「ビジネスコンシェルジュ東京」を戦略政策情報推進本部への執行委任により運営する。また、誘致した外国企業等との協働を促進し、都内中小企業のビジネス拡大へ繋げていくため、都内中小企業と外国企業とのマッチング商談会等を実施する。

(9) 海外企業の東京展開促進事業

A S E A N 展開サポート事業で設置したタイ、インドネシア、ベトナムの現地支援拠点を双方向で活用し、現地企業が東京で活躍する機会を提供することにより、都内企業とのビジネス機会の拡大を図る。

(10) メディア活用販路開拓支援事業

メディア（インターネット販売等）を活用して紹介・販売することで、商品開発力を持つ都内中小企業者の更なる成長につながるよう、販路開拓を支援する。

(11) 産業貿易センターの管理

中小企業をはじめとする東京都の商工業及び貿易の振興を図るため、見本市及び展示会等に必要となる展示室、会議室の貸出を行う。

なお、浜松町館は都市再生ステップアップ・プロジェクト（竹芝地区）に伴う建替のため一時閉館中であり、令和 2 年度に運営再開の予定である。

- ・展示室等 産業貿易センター台東館（台東区花川戸 2-6-5）
- ・指定管理者 （公財）東京都中小企業振興公社

(12) 産業交流展

首都圏の中小企業の優れた技術や製品を一堂に展示する国内最大級の総合見本市を、九都県市が連携して東京ビッグサイトで開催する。

- ・平成30年度実績 出展社数：806社・団体994小間  
来場者数：40,996人
- ・令和元年度予定 開催日：11月13日(水)から15日(金)  
開催場所：東京ビッグサイト(江東区青海 1-2-33)

(13) 地域連携型商談機会創出事業

都内中小企業と地方の企業の相互のビジネス拡大・発展を図ることを目的として、地方で開催される展示会等の機会を活用し、各地域の自治体・商工会議所等と連携しながら、都内中小企業と地方の企業とが受発注や技術連携のための商談・交流を行う機会を創出する。

#### 4 ネットワークづくり支援（調整課・創業支援課・経営支援課）

中小企業は、多様な分野で創造的な事業を展開しているが、技術・情報・人材等の経営資源に弱い面がある。このため、中小企業の活性化には、個々の企業が経営革新していくことに加え、



同業種あるいは異業種の企業間で、経営資源の相互補完を図れるよう、連携した活動を促していくことが重要となる。

中小企業の連携には、まず、「中小企業等協同組合法」等の法律に基づき結成する事業協同組合等がある。中小企業が協同して生産、販売、運送、研究等を行い、経営の合理化と取引条件の改善を図るためのものである。

もう一つに、目的を持った企業が中心になって参加企業者を募る任意グループがある。産学公連携にみられるような大学、公的試験研究機関等と共同で技術開発を行うグループや、地域の企業間で技術交流、意見交流等の種々の交流を通して経営資源を補完しているグループなど、様々な形態がある。

都では、中小企業の経営の改善と安定を図るため、中小企業団体の指導機関である「東京都中小企業団体中央会」への支援や産学公連携事業など、連携した活動を支援している。

#### (1) イノベーション多摩支援事業

多摩地域の中小企業の成長産業分野参入や新事業創出を促進するため、大手企業等からの開発ニーズや大学等のシーズ、成長産業分野に関する技術動向等の情報を提供し、企業間や大学等とのネットワークを形成する。開発ニーズやビジネスチャンスへの接点を増やすマッチングを実施するとともに、技術提案力向上や連携プロジェクトの事業化に向けた支援や、専門家チームの派遣により産学公連携による技術開発を促進するなど、多摩地域におけるイノベーションの活性化及び産業競争力向上を図る。

#### (2) 組織化の推進

多くの課題を抱えて厳しい経営環境にある中小企業の組織化を推進している。

組織化された事業協同組合などの団体が、多様で活力ある成長・発展を図ることができるよう支援する必要があるため、組合の指導機関である東京都中小企業団体中央会に対し、同会が行う組合に対する組織運営指導、情報提供、調査研究等の指導事業について助成している。

#### (3) 広域産業交流・連携の推進

イノベーションを誘発し、新事業を創出していくため、首都圏の自治体と中小企業支援機関の連携により合同商談会を実施し、都域を超えた異業種・異分野間における企業の新たなマッチング機会の創出と産業交流の促進を図る。

#### (4) 被災県等中小企業R&D連携支援事業

被災県等の産業の回復と都内産業の活性化を図るため、都内中小企業が、被災県等の中小企業及び大手企業等の開発試作部門と連携・協働を促進することにより、新たなものづくりビジネスを創出し、東日本の産業を立て直していく。

## 第2 技術支援

グローバル化の進展による国内外での厳しい競争に加え、省エネルギーや環境への対応など経営環境の変化は大きく、中小企業の経営が安定し、さらに発展していくためには、新製品・新技術の開発をたゆまず続けることが重要である。

しかし、多くの中小企業にあっては、人材や資金の不足などが製品や技術の開発を続けていくうえで、大きな制約要因となっている。

このため、都では、以下の各種取組により、中小企業の技術力向上を支援する。

- 1 新製品・新技術の開発や基盤技術強化のための助成
- 2 新製品・新技術の開発成果の実用化に向けた支援、都市課題解決に寄与する新製品・新技術の開発促進、普及に向けた支援
- 3 知的財産制度にかかわる普及啓発活動、一般相談支援と権利の取得から活用、ノウハウ秘匿などの高度な知的財産戦略を導入するための支援、大企業等の保有する知的財産権を活用した中小企業の新製品の開発・製品化支援
- 4 セミナー等による中小企業のデザイン導入・活用支援、デザインを活用した中小企業の製品開発支援、中小企業のパートナーとなるデザイナーの育成等の支援

### 1 中小企業技術活性化支援事業（創業支援課）

中小企業等が産業構造の転換等による経済社会環境の変化に円滑に対応できるよう、技術の活性化に必要な経費を助成し支援している。

助成事業メニュー（ ）内は助成限度額、助成率はすべて1 / 2以内

#### (1) 製品開発着手支援助成事業（100万円）

本格開発の実現可能性を検証し、開発の質的向上に向けた取組を支援するため、開発の初期段階のアイデアや構想の技術検証に要する経費の一部を助成する。

#### (2) 新製品・新技術開発助成事業（1,500万円）

技術力の強化及び新分野の開拓を促進し、東京の産業の活性化を図るため、都内の中小企業者等に対して、新製品・新技術の研究開発に要する経費の一部を助成する。

#### (3) 製品改良・規格等適合化支援事業（500万円）

国内外の販路開拓にあたり必要となる製品改良や輸出に必要な規格適合の取組を支援するため、市場投入にあたり、製品改良が必要となった場合に要する経費の一部及び規格への適合や認証取得のために要する経費の一部を助成する。

### 2 ものづくりイノベーション企業創出道場（経営支援課）

新製品の構想（アイデア）はあるものの実現化のノウハウや社内体制が脆弱な中小企業を対象に、新製品の開発から事業化までの一連の取組に対して、座学による講座や専門家によるハンズオン支援を組み合わせることにより一貫した支援を行う。

### 3 新製品・新技術開発支援（創業支援課）

#### (1) 世界発信コンペティション

中小企業が開発した、革新的で将来性のある製品・技術・サービスを表彰している。「新規性・創造性」、「完成度」、「独自性」、「市場性」、「成長性」を総合的に審査し、その経緯を踏まえて、知事が大賞等を決定する。

##### 【製品・技術（ベンチャー技術）部門】

- ・東京都ベンチャー技術大賞（賞金 300万円：1企業）
- ・東京都ベンチャー技術優秀賞（〃 150万円：2企業程度）
- ・東京都ベンチャー技術奨励賞（〃 100万円：2企業程度）
- ・東京都ベンチャー技術特別賞（〃 50万円：10企業程度）

##### 【サービス部門】

- ・東京都革新的サービス大賞（賞金 300万円：1企業）
- ・東京都革新的サービス優秀賞（賞金 150万円：2企業程度）
- ・東京都革新的サービス奨励賞（賞金 100万円：2企業程度）
- ・東京都革新的サービス特別賞（賞金 50万円：10企業程度）

※上記以外に受賞企業の中から、女性経営者や開発者等へ賞を贈呈する場合もあり

#### (2) 発明くふう展等

##### ア 児童生徒発明くふう展

学校単位で児童・生徒の創意工夫による自由作品を展示し、児童・生徒の発明工夫に関する知識と科学技術への関心を高め、科学的な思考の育成と創造性の向上を図る。

- ・会期、会場：3日間開催、都議会議事堂1階、都政ギャラリー（予定）

##### イ 科学技術関係功労者表彰

科学技術の進歩・発展のために尽力し、産業の振興や都民生活の向上に貢献した方、優秀な発明・考案を行った方を都民の日に表彰する。

- ・表彰区分：技術振興功労

### 4 知的財産活用への支援（創業支援課）

今日のグローバル化した市場の中で、国際競争力のある企業を創出していくためには、より多くの中小企業が知的財産に対する認識を高め、市場で勝てる高付加価値製品を生み出す源泉となる知的財産を活用していくことが重要となる。

そこで、「東京都知的財産活用本部」において、都としての「知的財産活用戦略」を構築し、中小企業の知的財産活用の実現を図る施策を総合的に推進している。

#### (1) 知的財産活用本部の運営

中小企業の知的財産活用をめぐる様々な課題を研究するため、活用本部のもとに研究会を設置する。

#### (2) 知的財産総合センターの運営

中小企業の知的財産に係る相談に総合的かつ専門的に対応する。

また、マニュアルの作成をはじめ、弁理士と中小企業のマッチングを図るサイトを知財センターのホームページに設けるなど、知的財産に係る様々な情報を発信する。さらに、各種

セミナー・シンポジウムの開催により知的財産に関する人材育成及び普及啓発を図る。

(3) 知財戦略導入支援事業（ニッチトップ育成支援事業）

独自の技術力、製品を保有するものの、知財戦略が十分でない中小企業に対して、企業が知財戦略を策定し実施するための支援を行う。

ア ハンズオン支援

知的財産戦略の策定・実施に係る高度な課題の解決を図るため、相談・指導や専門人材の育成など最長3年間の継続的支援を行う。

イ 知財戦略導入助成事業（基金事業）

助成事業メニュー（ ）内は助成限度額、助成率はすべて1/2以内

(ア) 特許調査費用助成事業（100万円）

・知財戦略策定に必要な先行技術調査に対する助成

(イ) 外国意匠・商標出願費用助成事業（60万円）

・外国への意匠、商標出願に対する助成

(ウ) 外国特許出願費用助成事業（300万円）

・外国への特許出願に対する助成

(エ) 外国侵害調査費用助成事業（200万円）

・外国における模倣品被害の事実確認調査等に対する助成

(オ) 外国実用新案出願費用助成事業（60万円）

・外国への実用新案出願に対する助成

(カ) グローバルニッチトップ助成事業（3年間で1,000万円）

・海外展開における知的財産戦略の構築・実施に対する助成

(キ) 外国著作権登録費用助成事業（10万円）

・外国における著作権登録に対する助成

(ク) 海外商標対策支援助成事業（500万円）

・海外での商標係争に対する助成

(ケ) 知的財産活用製品化支援助成事業（500万円）

・知的財産活用製品化支援事業の支援企業に対する開発経費の助成

(4) 知的財産活用製品化支援事業

大企業等の保有する知的財産を活用し、中小企業の新製品の開発・製品化を支援する。知的財産の使用について合意を得られた中小企業に対しては、技術移転等のサポートを実施する。

## 5 デザイン活用への支援（創業支援課）

(1) デザイン導入・活用支援事業

デザインについて、経営戦略から製品・サービスの具体化までの企業活動をトータルにサポートするものと捉え、中小企業の個性化、差別化、高付加価値化を図ることをもって中小企業の知的財産創造を支援する。

ア デザイン導入支援事業

(ア) デザイン導入支援セミナー

中小企業の企業運営・商品開発へのデザイン導入を促すため、講義形式の中小企業向

け無料セミナー（デザインの機能や導入方法、導入成果事例の紹介等）を行う。

#### イ デザイン活用支援事業

##### (ア) デザイン活用ガイド・デザイン関連事業パンフレット

中小企業によるデザイナーを活用した商品開発を促進するため、デザインを活用する上での基本的な考え方やデザインの有効な活用法などについてのガイドや、都や都関連団体で実施しているデザイン関連の事業を網羅したパンフレットを作成し、配布する。

##### (イ) デザイン関連事例 成果事例集

デザイン関連事業によって生み出された関連製品等の成功事例を取りまとめ、デザインの有用性等について中小企業に分かりやすく紹介できるようにすることで、中小企業におけるデザインの導入を促す。

##### (2) デザイン実践事業

中小企業のデザイン導入の状況に対応したオーダーメイド型の支援機能を充実させるとともに、データベースを核とした中小企業とデザイナーが交流できる場・機会を創出し、様々な段階における「デザイン活用実践の場」を提供することで、中小企業とデザイナーとの自立的マッチングが生まれやすい環境を整備する。

##### (3) 東京デザインコンペティション事業

都内のものづくり中小企業と優れた課題解決力と提案力を併せ持つデザイナーとが協働することを目的とした、企業参加型のデザイン・事業提案コンペティションを実施する。

## 6 生産性向上のための I o T、A I、ロボットの導入支援（経営支援課）

人口減少社会を迎え、深刻化する労働力不足に対応するため、中小企業においては I C T（I o T、A I 等）やロボット等の最先端技術を有効に活用した生産性の向上を図ることが重要である。

そこで、企業巡回やセミナーの開催による普及啓発をはじめ、導入を検討している企業に対して、専門家による相談対応や I Tベンダー・システムインテグレーター等との合同研究会、I C T技術活用に向けた経営人材を育成するための講座の開催、適正な機器の導入に係る診断等を行う。

また、生産性を向上させるための先進的な取組を行う際に必要となる I C Tツールの導入にかかる経費の一部を助成することにより、中小企業の生産性向上を支援する。

・助成限度額：300万円（下限30万円）

・助成率：1／2以内（ただし小規模企業については2／3以内）

## 7 次世代イノベーション創出プロジェクト2020（創業支援課）

東京の都市課題の解決に役立つとともに、成長が期待される産業分野における技術開発・市場動向を示した「イノベーションマップ」を策定し、これに沿って中小企業等が、他企業、大学等と連携して行う大規模技術開発プロジェクトを支援する。

### (1) イノベーションマップの策定

### (2) 他企業、大学、公設試等との連携による技術・製品開発への助成

・助成限度額：8,000万円

- ・助成率：2／3以内
- ・助成期間：3年以内

## 8 成長産業分野の海外展開支援（経営支援課）

成長産業分野における優れた技術・製品等を有する都内中小企業に対し、海外の展示会への出展に要する経費の一部を助成することにより、中小企業の海外展開を支援する。

- ・助成限度額：300万円
- ・助成率：1／2以内
- ・助成期間：1年3ヶ月以内

## 9 先進的防災技術実用化支援事業（創業支援課）

高度防災都市の実現に向け、都内中小企業等が開発した都市の防災力を高める新規性の高い優れた技術・試作品を対象に、その実用化を支援するとともに、ユーザーに向けてその導入を促す仕組を構築し、新技術の普及による都市防災力の向上と産業の活性化を促進する。

- ・防災関連技術・試作品等の選定
- ・実用化等の経費助成  
助成限度額：1,000万円、助成率：2／3以内
- ・製品等の普及促進  
助成限度額：350万円、助成率1／2以内

## 10 地域連携型障害者スポーツ用具開発促進事業（創業支援課）

東京2020大会の開催に向けて、新たな製品開発を行う域内中小企業を後押しする地域の取組に対して、都が積極的に支援することで、アスリートの競技力向上に寄与するとともに、中小企業の新たな技術・製品の開発を促進する。

## 11 革新的事業展開設備投資支援事業（創業支援課）

現状に満足することなく果敢に挑戦する中小企業等が、更なる発展に向けた競争力の強化、成長産業分野への参入、生産性の向上、事業承継を契機とした後継者によるイノベーションを目指す際に必要となる機械設備等の導入経費の一部を助成する。

- ・助成限度額：1億円、助成率：1／2以内又は2／3以内  
〔小規模企業の場合は、助成限度額：3,000万円、助成率：2／3以内〕

## 12 生産性向上のための中核人材育成事業（経営支援課）

生産管理などの体系的な知識と現場改善を指導する手法を総合的に学習するスクールを開設し、都内中小企業の生産性向上を担う中核的な人材を育成するとともに、このスクールの卒業生を企業へ派遣し、実地支援を行う。

### 13 未来を拓くイノベーションTOKYOプロジェクト（創業支援課）

新たな発想や優れた技術力を持つベンチャー・中小企業が、資金、人材、販路等を有する大企業とのオープンイノベーションにより、革新的なサービス・製品を創出する大規模プロジェクトを支援することで、広く波及効果のある新たなビジネスを生み出していく。

・助成限度額：5億円（初年度5,000万円、次年度以降1億5,000万円）、助成率：1／2以内

### 14 イノベーション創出に向けた新機能調査（調整課）

中小企業がそのポテンシャルを発揮し、技術革新に向けた新しいイノベーションを生み出すことのできるよう、国内外の他都市の状況等の調査を行い、必要な支援について検討する。

## 第3 創業支援

経済のグローバル化が進展し、産業構造が大きく変化する中で、事業所数の減少傾向が続いている。こうした状況は、東京の産業活力低下の大きな要因となるおそれがあることから、創業の活発化が重要な課題となっている。創業の活発化により、次のことが期待できる。

- 1 リスクを克服して新事業を展開していく創業者を多数輩出することにより、市場競争が活性化し、経済の新陳代謝が促進される。
- 2 中小企業は、地域の工業集積、商業集積の中核を担っており、新たな発想と起業家精神にあふれる創業者の出現は、地域社会に大きな刺激を与え、イノベーションの促進、新たな雇用機会の提供などにつながる。

しかし、新たに事業を開始し、創業した企業の経営を軌道に乗せていくためには、資金調達や製品開発、製品の販売ルートの開拓など、多くの課題を克服していく必要がある。意欲にあふれ、優れた発想や技術を持っていても、こうした課題に対応することは難しく、また、創業者を支援・育成する民間機関の態勢も、十分には整っていない。

そのため、都では、意欲的に創業に取り組む人々に対し、起業とその後の経営の安定・発展に向けた支援を行うことで、活発な創業の促進を目指している。

都の創業支援施策は、起業を予定している人や創業間もない企業に対し、

- 1 創業に必要な知識、経営基盤の確立に必要な販売戦略、財務管理等のノウハウ習得や、経営者としての資質向上に資する機会の提供
- 2 インキュベーションオフィスなどによる創業の場や創業者同士が切磋琢磨する場の提供
- 3 創業の立ち上がりに必要な運転・設備の資金融資や、技術開発・販路開拓に要する資金の助成
- 4 取引先の開拓や出資等につなげるための既存企業やベンチャーキャピタル等との交流の場の提供や専門家の継続的な助言による経営の安定的発展を目指すソフト支援など創業が円滑に行われるよう、多様なニーズに応じた支援を行っている。

### 1 次世代アントレプレナー育成プログラム（創業支援課）

次世代を担う若者を対象としたビジネスプランコンテストを実施し、コンテストで選ばれた者に対する集中的な育成支援を行い実際の起業を促進し、起業の成功事例を広く発信することで、起業・開業に対する機運を醸成する。

#### (1) ビジネスプランコンテスト事業

都内で起業する意思のある15歳以上40歳未満の者を対象に、ビジネスプランコンテストを開催し、事業計画書による書類審査、一般公開イベントの決勝大会におけるプレゼンテーション審査等により、優れたビジネスプランを持つ起業家を選抜する。最優秀賞、優秀賞には賞金を交付する。

#### (2) アントレプレナーシップ醸成事業

コンテスト事業で選抜された優れたビジネスプランと高い志を持つ将来有望な若手起業家に対して、優れた経営者としての資質やリーダーシップを磨くための経験値を高めることを重視した育成メニューを提供する。



(3) ビジネススクール

落選者も受講可能なビジネススクールを実施し、起業に向けた意欲の底上げを図る。

また、大学や研究機関等と連携し、様々な人同士が交流し、事業プランを考えるワークショップ形式のイベントを実施する。

(4) 法人設立事業資金の交付

ビジネスプランコンテスト事業で決勝大会へ進出した者のうち、その翌年度末までに都内に法人を設立した者に対し、事業の継続性を審査のうえ、法人設立時に賞金を交付する。

(5) 成果発信事業

コンテスト受賞者の起業後の状況を常に把握し、成功事例をホームページや動画、電車内広告等で広く発信することで、若者への起業に対する普及啓発を行い、起業への機運を高める。

## 2 インキュベーション施設の運営（創業支援課）

創業者を支援するため、低廉な家賃でオフィスを提供し、あわせて経営支援などを行う創業支援施設（インキュベーション施設）の運営を行う。

(1) インキュベーション施設

都が保有する空き庁舎や産業サポートスクエア・TAMAにおいて、社会的課題解決に取り組む事業者や研究開発型企业等で、創業を図ろうとする者又は創業1年から5年未満の中小企業者に対し、低廉な賃料で創業の場を提供し、インキュベーションマネージャーによる経営支援を行う。

ア ベンチャーKANDA（※令和元年度廃止）

所 在：千代田区内神田1-1-5

部屋数：25室

イ ソーシャルインキュベーションオフィス・SUMIDA（※令和元年度廃止）

所 在：墨田区本所3-15-5

部屋数：20室

ウ インキュベーションオフィス・TAMA

所 在：昭島市東町3-6-1

産業サポートスクエア・TAMA内 経営サポート館3階

部屋数：6室

(2) 先駆的ベンチャー支援施設

都が保有する空き庁舎を活用し、特定分野の成長性の高い事業計画を持つ創業間もない企業等に、低廉な賃料で創業の場を提供し、ベンチャーキャピタル等のインキュベーションマネージャーによる経営支援を行う。

ア 東京コンテンツインキュベーションセンター（略称：TCIC）（コンテンツ・アニメ産業等）

所 在：中野区弥生町2-41-17

部屋数：25室

イ 白鬚西R&Dセンター（研究開発等）

所 在：荒川区南千住8-5-7

部屋数：14室

### 3 インキュベーションHUB推進プロジェクト（創業支援課）

高い支援能力・ノウハウを有するインキュベータが中心となって他のインキュベータと連携体（＝インキュベーションHUB）を構築し、それぞれの資源を活用し合いながら、起業家の成長段階に応じたサポートを行うなど、総合的な創業環境づくりを行う取組を支援する。

- (1) 事業主体  
2者以上のインキュベータ（公・民間問わず）による連携体
- (2) 補助対象経費  
・マネージャー・スタッフ等の人件費  
・外部向けセミナー、ビジネスマッチング、交流会活動の運営費など、連携体の構築・運営・維持に要する経費
- (3) 補助金総額  
9,500万円
- (4) 補助率
  - ア テーマ指定型  
2か年目まで：2／3補助、上限2,000万円／年×1箇所  
3か年目：1／2補助、上限1,500万円／年×1箇所
  - イ テーマ提案型  
1／2補助、1箇所上限1,500万円／年×4箇所（3か年同率補助）

### 4 青山創業促進センターの運営（創業支援課）

都が抱える政策課題の解決に結び付く分野や、ベンチャーキャピタルが投資しにくい分野等で起業に取り組む有望な起業家及び起業予定者に対し、短期集中的にアクセラレーションプログラムを提供する（希望者は宿泊滞在可能）。またアクセラレーションプログラム受講者を応援しうる先輩起業家等に対し、低廉な賃料でオフィスを提供する。両者を一体的に運営することで、入居者同士が活発に交流しながら切磋琢磨する場を構築し、創業のさらなる促進を図る。

所 在：渋谷区神宮前5-53-67（コスモス青山 SOUTH 棟内）

### 5 創業活性化特別支援事業（創業支援課）

インキュベーション施設運営事業者及び起業予定者等への支援を通じて、都内開業率のさらなる向上を図る。

- (1) インキュベーション施設運営計画認定事業  
民間事業者等による創業支援（インキュベーション）施設の整備・運営に係る事業計画のうち一定の基準を満たしたものを都が認定し、当該施設（計画）の公開、事業者間の交流を行うことにより、官民挙げての創業支援への機運醸成を図る。
- (2) インキュベーション施設整備・運営費補助事業  
インキュベーション施設運営計画認定事業において認定された事業のうち優良な事業について、当該工事及び工事実施後の運営に要する経費を補助することにより、開業率の向上を図る。
  - ・助 成 率：2／3以内（ただし、区市町村は1／2以内）  
※多摩産材を使用して施設整備等を行う場合は、当該部分につき3／4以内
  - ・助成限度額：整備・改修費用⇒5,000万円（最長2か年）

(ただし、区市町村は4,000万円(最長2か年))

運営費用⇒年毎2,000万円(最長2か年)

(ただし、区市町村は年毎1,500万円×(最長2か年))

※整備・改修費用及び運営費用に係る補助対象期間は通算して最長3年

- ・規模：18か所

### (3) 創業助成事業

一定の要件を満たした創業予定者等に対して、審査のうえ創業に係る費用を助成する。

- ・助成率：2/3以内
- ・助成限度額：300万円
- ・規模：150件

## 6 創業支援拠点の運営(創業支援課)

創業に関心のある誰もが利用でき、情報提供から事業化支援までをワンストップで行う拠点である「TOKYO創業ステーション」を運営する。

所在：千代田区丸の内2-1-1明治安田生命ビル低層棟1階、2階

1階では、主に初期創業準備者を掘り起こすための取組として、創業コンシェルジュによる創業希望者からの簡単な相談対応や、様々な分野・種類のイベントなどを実施する。

2階では、創業準備者に対する支援として、(公財)東京都中小企業振興公社が主体となって、TOKYO起業塾をはじめとしたセミナーのほか、プランコンサルタントによる事業化支援などを実施する。

## 7 創業支援拠点(多摩)の設置・運営(創業支援課)

創業に関心のある誰もが利用でき、情報提供から事業化支援までをワンストップで行う拠点を多摩地域に開設する。

## 8 グローバル・ベンチャー創出プラットフォーム(創業支援課)

日本で成長しているベンチャーは増えているものの、グローバルで成功している日本発ベンチャーは生まれていない状況である。そこで、ベンチャー企業がよりグローバルに成長するための仕組みを構築する。

- ・グローバルミートアップ(VC・海外大企業・技術者等の支援者と繋がる場の提供)
- ・海外著名起業家等の招聘
- ・多様な起業家を巻き込み、ミートアップへの参加の呼びかけ
- ・成果発表会の実施
- ・マッチングコーディネーターの設置
- ・海外向けHP等による情報発信

## 9 多摩ものづくり創業の推進(創業支援課)

多摩地域における「ものづくり」分野での創業予定者及びものづくり型創業支援施設運営事業者への支援を通じて、多摩地域における「ものづくり」分野での起業、更には都内の産業の活性

化を図る。

(1) 多摩ものづくり創業支援事業

多摩地域において、「ものづくり」分野での創業予定者等に対し、産業サポートスクエア・TAMAのリソースを活かした支援を実施するとともに、市町村や民間創業支援事業者等と連携して事業化に向けた継続的な支援を実施する。

- ・創業セミナー（年4回）
- ・多摩ものづくり創業プログラム（年1回、5日コース）
- ・プランコンサルティングによる事業プランのブラッシュアップ支援
- ・専門家や先輩起業家等の派遣
- ・市町村や民間創業支援事業者等と連携した支援

(2) 多摩ものづくり型創業支援施設整備補助事業

多摩地域において、ものづくり型創業支援施設を整備しようとする民間事業者に対して、その整備・改修費を助成し、多摩地域における創業支援施設の整備を促進する。

- ・助成率：2/3（大企業及び区市町村は1/2）
- ・助成限度額：1億円/件
- ・規模：2件/年 程度

## 10 女性ベンチャー成長促進事業（創業支援課）

女性ベンチャー等に共通して必要となる知識等を提供するための育成講座を実施し、その上で、社会課題の解決やグローバル市場の進出など、スケールアップする可能性の高い事業ビジョンを持つ女性起業家向けに3ヵ月程度のアクセラレーションプログラムを実施する。

プログラム修了後、選抜された受講生を海外に派遣し、現地のメンターや起業家等へのプレゼン会などを企画することで、現地におけるネットワーク構築を支援する。帰国後、成果発表会等を企画し、成長意欲の喚起を図る。

## 11 起業家による空き家活用モデル事業（創業支援課）

都内に空き家は平成25年時点で約82万戸あり、空き家が諸問題の発生要因となっている。そこで、空き家を活用した事業を考えている起業家に対し、事業に係る経費の助成（既存の創業助成に特別枠設定）を行うとともに、当該起業家に空き家を提供した建物所有者に対し、固定資産税、都市計画税相当分を補助することにより、空き家を有効活用したモデル事業を創出する。

こうした新たな空き家活用のモデルを都が示すことにより、区市町村の空き家対策事業への普及を図るとともに、新たな創業を支援する。

## 12 小中学校向け起業家教育推進事業（創業支援課）

会社の設立、原材料の仕入れ、商品等の企画・販売などを体験する起業家教育を総合的な学習の時間等に導入を図る都内小中学校に対し、2年度に渡り支援を行う。起業家教育プログラムの策定及びその実施を支援し、各小中学校が自立的に当該プログラムを運営できる体制の構築を目指す。

## 13 シニア創業促進事業（創業支援課）

シニア向けのビジネスプランコンテストを開催することにより、定年退職後の働き方の一手段としての起業の認知等を推進し、シニア層の起業家を輩出する。

また、コンテストの最終選考に残った10名に対して、起業支援資金として100万円を交付する

ことにより、具体的な起業を資金面での支援を行う。

#### 14 創業活性化に向けた広報PR(創業支援課)

都内開業率は5.9%(平成29年度 厚生労働省 雇用保険事業年報より)で2024年度までに開業率10%という政策目標の達成には起業希望者の増加を図ることが重要である。

そこで、創業活性化に向けた各種広報PRを行い、創業への機運を醸成して起業希望者の増加を図り、開業率の向上に努める。

#### 15 ものづくりベンチャーグローバル交流事業(創業支援課)

ものづくりエコシステムが形成されている中国深センに、都内ものづくりベンチャー企業を派遣し、現地企業や投資家などへのプレゼンや現地ベンチャー企業との相互ピッチ等を実施することによる事業連携などの機会を提供する。

#### 16 地方との共存共栄を図るベンチャー育成事業(創業支援課)

東京と地方の共存共栄を目指す都内外のベンチャー企業等を支援し、都と全国の各地域がビジネスにおいても共存共栄をしていくモデルケースを発信する。またこれを契機とし、多種多様な業種・業界が連携するエコシステムの形成を目指す。

#### 17 エンジェル税制の対象企業確認(創業支援課)

第5次地方分権一括化法の成立(平成27年6月法律第50号)の成立により、国(経済産業省)から都道府県に対し、中小企業等経営強化法に基づく特定新規中小企業に対する投資等の確認業務が移管されたことを受け、当該業務を適切かつ円滑に遂行するとともにエンジェル税制活用促進を期し周知を図る。

## 第4 地域工業の活性化

東京のものづくり産業は、城東、城南などで地域的に特色ある集積を形成している。ここでは、域内の中小企業が地域内で蓄積された技術、情報、人材等を基に企業間ネットワークを形成するなど、集積のメリットを活かした生産活動を行ってきた。しかし、近年、工場等の跡地へのマンション進出などにより、域内での事業環境が悪化し都外への転出や廃業を余儀なくされる事業者もある。さらに、長期化した円高等を契機に、製造業が生産拠点を海外に移す動きが加速したことにより、産業の空洞化が懸念される。

都では、重要な産業集積を守るため、区市町村と連携しながら、ネットワークの強化や広域的な企業間取引の活性化を図る取組を支援するとともに、競争力のある企業を呼び込むための立地支援や操業環境の整備など産業基盤強化に向けた取組を推進し、地域産業の活性化を図る。

また、都内での立地を希望する企業に対して情報提供等を行う相談センターを運営することで、きめ細やかな立地支援を行う。

さらに、東京の各地域の持つ強みや特色である地域資源を活用する取組を支援し、地域経済の活性化を図っていく。

### 1 産業集積活性化支援事業（地域産業振興課）

中小企業や大学、金融機関等による産学公金のネットワークを地域に構築し、新たな技術や製品等を創出するなど、産業集積の維持・発展を図る区市町村の取組を支援することにより、地域経済の活性化を促進する。

（区市町村計画に対する補助事業）

- ・補助率：1／2以内（ただし、小規模企業支援に特化した事業は2／3以内）
- ・補助期間：3年以内
- ・補助限度額：1億円（ただし、小規模企業支援に特化した事業は3,000万円以内）（年度ごとの上限額）

### 2 地域産業活性化支援事業（地域産業振興課）

地域産業のネットワークの形成や強化、広域的な企業間取引の活性化を図る取組を支援することや、区市町村が連携して地域産業の振興に資する事業を実施する取組を支援することに加え、多摩の市町村が、地域産業活性化の施策立案に向け地域産業の実態や課題等を把握する取組を支援することにより、都内全域の産業力を高めていく。また、区市町村が、地域課題の解決や新たな産業の振興を図るため、IoTやAI、ビッグデータなどを活用して展開する実証実験などの先進的な取組をサポートしていく。

（区市町村計画に対する補助事業）

- ・補助率：1／2以内（ただし、小規模企業支援に特化した事業は2／3以内）
- ・補助期間：3年以内
- ・補助限度額：1億円（ただし、小規模企業支援に特化した事業は3,000万円以内）（年度ごとの上限額）

（地域産業実態調査事業に対する補助事業）

- ・補助率：1／2以内
- ・補助限度額：1,000万円  
(広域連携事業に対する補助事業)
- ・補助率：1／2以内
- ・補助限度額：500万円  
(地域版第4次産業革命推進プロジェクト)
- ・補助率：1／2以内
- ・補助期間：2年以内
- ・補助限度額：1億円(単年度5,000万円)

### 3 大規模工場・大規模集客施設の移転等に伴う緊急支援(地域産業振興課)

大規模工場または大規模集客施設、大規模公共施設等の移転や廃止等は、地域経済に大きな影響を及ぼすことから、その影響を抑え、地域経済の活力を維持していくことが必要である。

都は、区市町村と協力し、地域経済への影響を軽減させるために緊急的に実施する、地域産業の活性化に向けた取組などを支援する。

- ・補助率：1／2以内
- ・補助期間：1年間(補助限度額の範囲内で、採択年度及び翌年度の申請が可能)
- ・補助限度額：2,000万円

### 4 都内ものづくり企業地域共生推進事業(地域産業振興課)

都内ものづくり企業が今後も操業を継続し、地域産業が持続的な発展を行っていくためには、近隣住民に対する防音・防臭といった操業環境の改善に留まらず、地域との調和・共生をめざし、主体的な取組を行っていくことが重要である。

都は、区市町村と連携し、地域との共生に意欲的なものづくり企業に対しての支援を行うことにより、産業集積の維持・発展を図る。

(操業環境改善事業、住民受入環境整備事業)

- ・補助率：1／2以内
- ・補助限度額：250万円  
(耐震補強事業)
- ・補助率：1／3以内
- ・補助限度額：700万円(耐震診断：100万円、耐震設計：200万円、耐震工事：400万円)

### 5 ものづくり企業グループ高度化支援事業(地域産業振興課)

成長分野への参入や海外展開を目指して、開発(技術力強化)・生産・販路開拓に資する設備投資等により、基盤技術の高度化に共同で取り組む中小企業グループを支援することで、都内ものづくり中小企業の競争力強化を図る。(平成29年度で新規採択終了。既選定事業の支援を実施)

- ・助成率：1／2以内
- ・助成期間：3年以内
- ・助成限度額：5,000万円

## 6 地域未来投資促進事業（企画計理課）

平成29年7月に施行された「地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律」（地域未来投資促進法）の活用を図ろうとする区市町村や都内企業を関係部署と連携し、支援する。

## 7 地域の魅力を活かした新ビジネス創出事業（地域産業振興課）

東京の各地域の持つ強み、特色である「地域資源」（産地の技術、地域の産物、観光資源等）を活用した中小企業者等による新製品・新サービスの開発及び改良を支援することにより、地域の魅力ある資源を活かした地域経済の活性化を図る。

- ・助成率：1／2以内
- ・助成期間：2年以内
- ・助成限度額：1,500万円

## 8 東京都企業立地相談センターの運営（地域産業振興課）

都内での立地を希望する企業に対して適時適切なアドバイスや情報提供を行う相談センターを設置し、都内への立地を支援する。センターでは、区市町村や民間の不動産事業者と連携し、立地を希望する企業へ産業振興施策や物件の情報を提供することで、きめ細やかな立地支援を行う。

## 9 中小企業地域資源活用促進事業（地域産業振興課）

平成19年6月に施行された「中小企業による地域産業資源を活用した事業活動の促進に関する法律」に基づき、区市町村等から申請のあった地域産業資源の指定を行うなど、地域資源を活用した中小企業の事業活動を支援する。

## 10 立地環境の改善指導（地域産業振興課）

### (1) 工場適地調査

工場立地が環境の保全を図り適正に行われるよう、立地条件等を調査し、工場を設置しようとする者にその情報を提供する。

### (2) 集団化指導

市街地で事業を行っている中小企業者の多くは、公害問題や作業環境の悪化、店舗等の狭隘化などの課題を抱えている。このような課題に対応するため、中小企業者が組合等を結成し、集団で移転するなどの場合に、計画実施から移転後の企業経営の運営までの指導や移転経費等の貸付を実施している。

### (3) 江東再開発地区指導

#### ア 営業再建指導

江東防災再開発事業の実施により、立地環境に大きな変化が生じている地区の中小企業の営業再建を進め、再開後の新地域における環境に適応した商工業者の振興を指導し、経営基盤の確保を図る。

#### イ 白鬚共同利用工場管理

白鬚東・西地区の中小企業で、再開事業実施後も同地区内で営業の継続を希望しながら、



権利変換施設・再開発住宅併設作業所等に立地し難い者の営業再建を図るため、当該企業が入居した共同利用工場の管理を実施する。

- ・白鬚東共同利用工場（26作業室） 墨田区堤通2-1-12
- ・白鬚西共同利用工場（41作業室） 荒川区南千住8-5-7

空区画が生じた際の対応として、白鬚東共同利用工場では、特定地域の中小企業に対し公募し、審査会を経たうえで、平成19年5月から3年間の短期貸付を行っている。

また、白鬚西共同利用工場では、研究・技術開発型のインキュベーション施設（白鬚西R&Dセンター）として、平成19年7月から5年間の短期貸付を行っている。さらに、平成28年度からは、白鬚東共同利用工場と同様に、3年間の短期貸付を実施している。

## 11 砂利採取及び採石業者指導等（地域産業振興課）

砂利採取法及び採石法に基づく業者登録、採取計画認可のほか、災害防止、環境の保全、地域社会との調和などの指導を行い、砂利・岩石採取業者の健全な企業活動を促進している。

- ・砂利採取業者登録数：304業者（平成31年3月末現在）
- ・採石業者登録数：91業者（平成31年3月末現在）

## 12 産業交流拠点の整備（経営支援課）

多摩地域の持つ産業集積の強みを活かし、広域的な産業交流を通じてイノベーションの創出を活性化するため、広域的産業交流の中核機能を担う産業交流拠点を八王子市に整備する。これに伴い、産業交流促進に関する検討を行うため、関係者による意見交換の場を設ける。

また、産業交流拠点の開設に向けた利用促進PRを行う。

## 第5 地域商業の活性化

都内には、約2,500の商店街があり、都民の日々の暮らしに必要な商品やサービスを提供するとともに、それぞれの地域の特性を活かしながら、地域経済や雇用を支える場として、地域住民の生活やコミュニティの核として、大変重要な役割を果たしている。

しかし、商店街の現状は、消費者ニーズの多様化、大型店舗の進出、低価格競争、店主の高齢化や後継者難など厳しい経営環境による衰退傾向にあり、地域の経済や社会に大きな影響を及ぼしている。

その一方、商店街の活性化に向けて意欲ある取組を行い、にぎわいを維持している商店街も数多く存在している。

商店街の活性化支援は、このような元気な商店街を増やしていくために、区市町村や商店街と緊密な連携をとりながら展開していくことが重要であり、都は、区市町村や商店街の多種多様な取組を積極的に支援している。

また、都が直面する行政課題の解決につながる商店街の取組への支援や商店街が地域団体と連携して行う地域ぐるみの活動に対して支援を行い、商店街の活性化を図る。

さらに、新たな取組にチャレンジする商店街を側面支援し、商店街の主体的で創意工夫ある取組を後押しする。

大規模小売店舗の進出に対しては、多数の来客、物流により周辺環境に大きな影響を及ぼす恐れがあるため、地域住民や区市町村の意見を聴取するなど、地域社会と調和した立地を図るよう指導している。

### 1 商店街活性化対策（地域産業振興課）

#### (1) 商店街活性化支援

商店街等が行う先駆的で意欲的な取組の中で、大きな効果が期待できる事業について各区市町村や他の商店街への普及に努めるとともに、商店街等の活性化に向けた多様な取組に対して助言等を行う。

#### (2) 東京都商店街振興組合連合会指導事業

小売事業者の経営の安定を図るため、都内の法人格をもつ商店街の連合会である東京都商店街振興組合連合会が傘下組合等を対象にして行う指導事業に要する経費の一部を助成する。

#### (3) 商店街実態調査事業

商店街振興施策の立案と対策を推進するための基礎資料として「商店街名簿」を作成する（経年変化を調査するため、3年に1度実施。前回は平成28年度実施）。

### 2 魅力ある商店街づくり（地域産業振興課）

#### (1) 商店街チャレンジ戦略支援事業

魅力ある商店街づくりに向けて、将来を見据えた戦略的な取組にチャレンジする商店街に対し、区市町村を通じて補助を行う。

また、区市町村の行政区域を越えた広域的な商店街の取組に対しても支援を行い、「単一

的取組」と「面的取組」の両面から商店街の活性化を図る。

あわせて、都の政策課題に連携協力して商店街が行う事業に対し支援を行う。

他に、都内商店街で開業又は事業承継をする中小企業者を対象に、開業等の際の店舗新装・改装等に要する経費等の支援や開業後の経営面等に係る継続的な支援を行い、商店街及び個店の更なる活性化や後継者の育成を目指す。

加えて、若手・女性を対象に、開業の際の店舗新装・改装等に要する経費等の支援、チャレンジショップでの商品販売機会の提供、地方の繁盛店の経営手法を学ぶ集団研修を行い、商店街の後継者となる新たな担い手の発掘を図る。

さらに、商店街や個人の多様な取組の中から、「東京商店街グランプリ」として、優れた取組を表彰し、商店街の意欲ある取組を促すとともに、広く都民に紹介する。

各事業別の補助率・補助対象者・補助限度額については以下のとおりとする。

事業名		都補助率	補助対象者	補助限度額 (千円)
イベント事業	100万円以下	1 / 2	区市町村	500
	小額支援事業 (100万円以下)	5 / 9		555
	小額助成 (任意商店街)	1 / 3		200
	100万円超	1 / 3		3,000
活性化事業	組織力強化支援事業・多言語対応事業以外 ※	1 / 3		50,000
	小額支援事業 (100万円以下)	5 / 9		555
	小額助成 (任意商店街)	1 / 3		200
	多言語対応事業	1 / 2		5,000
	組織力強化支援事業	7 / 12		20,000
地域力向上事業		1 / 3		
地域連携型商店街事業	イベント事業	2 / 5		4,000
	活性化事業	2 / 5		100,000
広域支援型商店街事業		2 / 3	東京都商店街振興組合連合会	20,000
政策課題対応型商店街事業		4 / 5	商店街等	120,000
商店街起業・承継支援事業	①店舗新装・改装工事費 ②店舗賃借料 ③研修参加費	2 / 3	東京都中小企業振興公社	①2,500 ②1年目月額150 2年目月額120 ③60
若手・女性リーダー応援プログラム	①店舗新装・改装工事費 ②店舗賃借料	3 / 4	東京都中小企業振興公社	①4,000 ②1年目月額150 2年目月額120
	③研修参加費	2 / 3		

※新たに法人化した商店街にあつては、都補助率 1 / 2、都補助限度額 7,500 万円

## (2) 商店街ステップアップ応援事業

商店街が抱える潜在的な課題の抽出や課題解決に向けた取組の提案をアウトリーチで行う体制を区市町村で整備するよう支援する。

また、専門家派遣事業の都内での実施体制を整備し、商店街が新たな取組を行う際に必要とする知識やノウハウを提供することで、商店街の主体的な取組を後押しする。

さらに、上記の専門家による助言等を受けた商店街が行う市場調査や計画策定に対して支援を行う。

## (3) 商店街空き店舗活用事業

空き店舗問題に対して先進的な取組により地域課題の解決や賑わい創出を行う商店街を支援し、モデル的事例として広く波及させる。また、空き店舗に関する情報を積極的に発信し、

空き店舗の利用に結び付けることで、商店街の一層の活性化を推進する。

(4) 進め！若手商人育成事業

商店街の活性化を図るには、次代を担う商店主や後継者の意欲、経営能力を高めるとともに、商店街づくりの核となるリーダーの育成など、商店街の人材育成が急務である。このため、専門家の商店街への派遣、商人大学校の開催や商店街リーダー実践力向上塾の実施等により、次世代の商店街を担う若手商人を中心に据えた実践的かつ総合的な人材の育成を図る。

(5) 商店街リノベーション支援事業

後継者不在や店舗所有者の都合等により空き店舗が有効活用されず、また魅力的な店舗が不足することなどにより商店街の集客力が低下している中で、まちづくり的な視点を持って商店街を活性化していくことが必要である。ただし、商店街だけでは課題解決に限界があることから、外部の人材を活用し、商店街や店舗所有者等を巻き込んで商店街店舗の活用を促進する。

(6) 東京2020大会等を契機とした商店街活性化フラッグ事業

商店街にとって、東京2020大会及びラグビーワールドカップの開催は、通常の来街者だけでなくインバウンドの来街が期待できる絶好のチャンスである。そこで東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会が作成するシティドレッシング用のフラッグデザイン等を活用し、希望する都内商店街にフラッグを掲揚することにより、都内商店街の活性化と東京2020大会及びラグビーワールドカップの開催都市としての機運醸成につなげる。

### 3 大型店環境調整（地域産業振興課）

大規模小売店舗の出店は、多数の来客・来車、大規模物流等を伴うことから、周辺環境に大きな影響を及ぼす恐れがある。地域住民や区市町村の意見を聴取し、大規模小売店舗立地法の「指針」に沿った調整を行い、地域の生活環境など地域社会と調和した立地を図る。

(1) 大型店届出調整

大規模小売店舗立地法に基づく新設、変更等の届出に対し、住民や商業その他の業務の利便確保に配慮すべき事項（交通渋滞、駐車場等）や周辺地域の生活環境の悪化防止に配慮すべき事項（騒音、廃棄物等）を審査・調整する。

(2) 大規模小売店舗立地審議会

審議会において、地域社会に融和した大型店の適正な立地を確保できるよう、届出案件ごとにその内容を審議し、勧告、公表等の意見形成を行う。

(3) 大型店調査研究

大規模小売店舗立地法の調査対象項目は交通、騒音、駐車場・駐輪場の設置、廃棄物処理など広く、調整においては専門的知見を聴取しつつ適切な運用を図ることが必要であることから、大型店の実態を把握するための委託調査を実施する。調査結果については、大型店問題研究会において検討を行うなど、東京都における立地法の適正な運用のためのデータ資料とする。

## 第6 総合的支援

中小企業に対する支援をより効果に行うためには、個々の施策を有機的に結びつけるとともに、各支援機関が相互に連携して支援を行うことが重要である。

このため、（公財）東京都中小企業振興公社を核として、商工部等の都の機関や（地独）東京都立産業技術研究センター等の各支援機関が相互に連携して支援を行う総合支援事業等を行っている。

また、都の中小企業振興対策の方針や施策のあり方を見直すために、中小企業振興対策審議会を設置している。

### 1 総合支援事業（経営支援課・創業支援課）

経済のボーダーレス化に伴う産業構造の変化など厳しい環境の下で、ベンチャー企業等の中小企業を育成するためには、企業の成長段階に応じて、技術、経営、資金面等からの支援を行う必要がある。

そこで、中小企業支援法第7条第1項に基づき都が行う中小企業支援のうち特定支援事業を行わせることができる法人として指定した（公財）東京都中小企業振興公社を核として、商工部等の都の機関や（地独）東京都立産業技術研究センターが中心となり、労働部門や民間の支援機関とも連携して、総合的・継続的な支援を行っている。

#### (1) 総合的支援体制の整備

総合相談窓口を設置し、中小企業診断士、社会保険労務士、弁護士、司法書士等の専門家を配置して、経営・金融、法律、創業・会社設立、IT関連、税務会計、悪質クレーム等の分野についての様々な相談にワンストップで対応する。

#### (2) 事業可能性評価事業

##### ア プロジェクトマネージャー等の配置

創業者等が抱える技術・経営等の様々な課題に対し、適切な支援策を講じるため、プロジェクトマネージャー、サブマネージャー、アドバイザーを配置している。

##### イ 事業可能性評価委員会の運営

事業成長の可能性が高く、将来的に有望な企業を発掘し、総合的、継続的な支援を行うため、中小企業等の事業の可能性について総合的な評価を行う。

#### (3) 情報提供事業

##### ア 産業セミナー

中小企業の経営者、実務担当者等を対象に経営方法、経営管理、IT活用等をテーマに、今日的課題の普及を目的としたセミナーを実施する。

##### イ 交流会

経営者を対象とした「経営者交流会」を側面から支援するとともに、適切な助言、相談等を行う。

##### ウ 情報支援室の設置

中小企業に経営や技術に関する最新の情報を提供する。

#### (4) 専門家の派遣・人材育成事業

##### ア 専門家の派遣

企業の経営上の様々な課題を解決するため、中小企業診断士、税理士等の民間の専門家が直接中小企業を訪問し、助言・指導を行う。

##### イ 人材育成事業

中小企業の経営者、その従業員を対象に経営方法に関する専門知識や技術・技能の習得並びにISO内部監査員の養成等を目的とした研修を行う。

## 2 新事業分野開拓者認定・支援事業（創業支援課）

新規性等一定の条件を満たす新商品等を生産・提供するベンチャー企業等の中小企業者を「新商品等の生産・提供により新たな事業分野の開拓を図る者」として都知事が認定し、認定事業者が生産・提供する新商品等を都のホームページ等でPRするとともに、当該新商品等の一部を都の機関が試験的に購入・評価することによって、販路開拓を支援する。

## 3 中小企業情報のネットワーク整備（調整課・創業支援課）

### (1) 中小企業情報システム

中小企業を様々な側面から支援するためには、情報ニーズの高度化、迅速化に対応した情報収集体制が必要である。企業情報の収集等を行う共通情報システム、専門情報が収集可能な個別情報システムをはじめとした各システムにおいて、情報の充実を図るとともに、その効率的な運営を行う。

### (2) 中小企業支援システムの管理運営

受発注情報などをデータベース化し、インターネットで提供することにより、双方向性を持った交流や中小企業同士の情報交換を可能とし、商取引拡大の有力な支援ツールとなるようシステムを運営する。

## 4 中小企業振興公社の管理運営（調整課）

都内中小企業の中核的な支援機関である（公財）東京都中小企業振興公社に対し、管理運営経費の一部を補助している。

### （公財）東京都中小企業振興公社の概要

昭和41年に中小企業の下請取引の紹介等を行うため、東京都により設立された。その後、平成12年に「中小企業支援法」に基づく中小企業支援センターの指定及び「中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律」に基づく中核的支援機関の認定を受け、東京都における総合的支援機関として地域経済の振興に寄与している。

(1) 本 社 〒101-0025 東京都千代田区神田佐久間町一丁目9番地

(2) 設 立 昭和41年7月29日

(3) 目 的 都内中小企業の経営基盤の強化に関する事業を総合的に実施することにより、中小企業の経営の安定と発展に貢献し、もって地域経済の振興に寄与することを目的とする。

(4) 職員定数 436名（うち常勤302名、非常勤134名）（平成31年4月1日現在）

(5) 主な事業

ア 中小企業の経営支援、勤労者の福祉向上並びに地域産業の振興に関する事業

イ 中小企業の事業者及び勤労者等に対する共済事業

## 5 中小企業振興対策審議会（調整課）

中小企業の振興を図り産業の発展に寄与するために設置される知事の附属機関であり、知事の諮問に応じて、中小企業の振興対策の基本方針などに関して審議・答申を行い、これにより都内中小企業の振興を図る。

〈近年の審議会答申〉

・平成6年10月21日 「東京の新しい中小企業像について」答申

・平成14年8月28日 「都のものづくり振興のあり方について」答申

・平成16年5月24日 「都のものづくり産業の集積施策のあり方」答申

## 6 地域中小企業振興センター建物維持管理（創業支援課）

地域における中小企業振興の拠点として、都内2か所に設置している産業労働局庁舎である地域中小企業振興センターの建物維持管理を（地独）東京都立産業技術研究センターに委託して行う。

地域中小企業振興センターの名称及び所在地

(1) 城東地域中小企業振興センター（所在地：葛飾区青戸7-2-5）

(2) 城南地域中小企業振興センター（所在地：大田区南蒲田1-20-20）

## 7 産業サポートスクエア・TAMA建物維持管理（創業支援課）

平成22年2月に開設した、多摩における初の本格的産業支援拠点である、「産業サポートスクエア・TAMA」内の多摩テクノプラザ（テクノプラザ本館、別館）及び経営サポート館の建物維持管理を、（地独）東京都立産業技術研究センターに委託して行う。

産業サポートスクエア・TAMA（所在地：昭島市東町3-6-1）

(1) テクノプラザ本館・別館（（地独）東京都立産業技術研究センター）

(2) 経営サポート館（（公財）東京都中小企業振興公社・東京都商工会連合会）

## 8 秋葉原庁舎建物維持管理（調整課）

（公財）東京都中小企業振興公社及び東京都立食品技術センター等が入居する産業労働局秋葉原庁舎の土地、建物、工作物の維持管理を（公財）東京都中小企業振興公社に委託して行う。

## 9 戦略的産業分野の育成（創業支援課・経営支援課）

(1) Tokyo Metropolitan Aviation Network（航空機産業への参入支援）

高い技術的波及効果が期待される航空機関連産業への都内中小企業の参入に向けた取組を支援する。

## ア 市場参入支援

- ・販路開拓強化支援
- ・エアロマート名古屋2019出展支援
- ・パリ・エアショー2019出展支援
- ・シンガポール・エアショー2019出展支援
- ・TMANのPR活動

## イ 資質向上支援

- ・専門家の派遣
- ・NDT（非破壊検査）人材の育成

## (2) 医療機器産業への参入支援

ものづくり中小企業と臨床機関、医療機器製造販売企業（以下「製販企業」という。）、大学等研究機関との間での医工連携の取組を介して、ものづくり中小企業の医療機器産業への参入を促進し、都内経済の活性化を図る。

### ア 医工連携HUB機構等による医工連携の推進

医工連携HUB機構、中小企業振興公社及び都立産業技術研究センターが連携し、ものづくり中小企業・臨床機関・製販企業・研究機関から医療機器に関するニーズやシーズ、技術情報を収集・集約し、関係機関同士のマッチング支援を行う。また、医療機器開発に係る各種相談対応や助言を行う。これらの活動を通じて新たな医療機器の研究・開発が立ち上がり、事業化されていくことを支援する。

### イ マッチング交流会

機器・分類毎に整理されたニーズとシーズを事前に検討した、製販企業を中心とするクラスターと中小企業との効率的なマッチングを図る。

### ウ 医療機器産業参入促進助成

都内ものづくり中小企業等と製販企業が新たな医療機器の共同開発を行うにあたり、研究開発から実用化までの経費の一部を助成する。

助成率2/3以内、助成限度額5,000万円、10連携体/年度あたり採択数

うち、以下の部分を切り出して単独利用することができる。

- ・開発着手支援助成 助成率2/3以内 助成限度額500万円

### エ 支援拠点の運営

大学病院等の臨床現場から寄せられるニーズに基づく新たな医療機器開発に向けたマッチング支援や機器開発支援の拠点として、中央区日本橋に医工連携HUB機構及び中小企業振興公社からなる東京都医工連携イノベーションセンターを運営する。

### オ 臨床アカデミアとの連携

都内医学部を中心とするネットワークを形成し、臨床アカデミアにおいて事業可能性が高いニーズを定常的に収集・整理することで、関係機関同士の確度の高いマッチングを促進する。

### カ 医工連携人材育成

都内中小企業の医工連携を推進する人材育成を目的とする講座を3コース開設する。

### キ 現地ニーズを踏まえた海外向け医療機器開発支援

世界の中でもとりわけ高い成長が見込まれる新興国を訪問し、現地医療機関の現場観察やヒアリングを行うと共に現地の関係機関とのネットワーク作り等を支援することで海外向け医療機器開発及び事業化を支援する。



#### ク 先端医療機器アクセラレーションプロジェクト

都内に集積する臨床機関、医療機器開発に係る専門人材、研究機関、製販企業、ベンチャースピリットに富む中小企業などの医療機器開発のための高いポテンシャルを活用し集中的な支援を行うことで、東京に先端医療機器を生み出すエコシステムを構築する。

#### (3) コンテンツの活用

都内のコンテンツ産業の発展に向けては、コンテンツ産業と他の産業との交流を契機として、コンテンツ活用の裾野を拓げていくことが重要である。そのため、異業種交流イベント等を実施し、業種を超えた連携を促進する。

#### (4) 東京発「クールジャパン」（中小企業等の国際展開）の推進

コンテンツやファッションなど我が国の生活文化を活かした産業分野には、優れた技術・商品・アイデアなどを持つ都内中小企業等が多く存在し、海外での事業展開が期待される。

このため、優れた事業プランを有した中小企業等の海外展開や、国際的に通用する優れた人材の育成等を支援するとともに、こうした取組を通じて東京の「クールジャパン」を世界へ発信・浸透させ、東京の産業力とブランド力の強化を図る。

#### (5) 中小企業世界発信プロジェクト

東京2020大会等の開催は、東京、そして日本に世界の注目が集まるとともに、関連した様々なビジネスチャンスが生み出されるなど、日本経済が更なる飛躍を遂げる好機である。こうした、大会開催に伴う経済効果を限定的・一過性のものとすることなく、都内の中小企業はもとより、日本全国に波及させ、産業の持続的な成長につなげていくことが重要である。

そこで、中小企業支援機関と連携し、東京2020大会等を契機とする中長期的な受注機会の拡大や販路開拓を支援し、中小企業の更なる成長を後押ししていく。

#### (6) 全国受発注ネットワーク化事業

東京2020大会開催等を契機に全国各地の経済活性化を更に加速させ、被災地の復興支援も踏まえた日本全体の成長を後押しするためには、都が力強いけん引役となり、東京と各地との商取引による結び付きを一層強化し、双方の発展につなげることが重要である。そのため、各地域の産業や企業活動に精通したネットワーク・サポーターを各地域に配置し、各地の受発注情報を共有することでマッチングの広域化を図る。

### 10 革新的サービスの事業化支援（経営支援課）

少子高齢化によるサービス需要の増大や情報処理技術の急速な進展など、サービス産業を取り巻く社会経済環境は大きく変化している。東京の経済活力を維持、発展させていくためには、こうした状況を踏まえ、サービス産業におけるイノベーションと生産性の底上げを図ることが重要である。

そこで、サービス産業における新たなビジネスモデルの創出や、関連するサービス分野への進出などに取り組む企業に対して、事業計画の策定から資金面までを、きめ細やかに切れ目なく支援を行い、早期の事業化を図っていく。

### 11 女性経営者等の活躍促進事業（創業支援課）

本格的な人口減少時代を迎える中、都内産業の持続的発展を図るためには、未だ十分でない女性の活躍を更に推進し、その能力をより一層活用することが不可欠である。

企業経営における女性の活躍の推進により、これまでになかった新たな視点での事業展開など、事業

活動の活性化が期待されるが、企業経営を志す女性や新たに経営者となった女性は、ロールモデルの少なさなど、男性にはない様々な課題に直面することとなる。

そこで、ビジネス分野における女性活躍の気運を一層盛り上げるとともに、新たな知識・ネットワークの獲得を支援する施策を実施する。

## 12 2020大会における伝統工芸品を用いた記念品プロジェクト（経営支援課）

東京2020大会において、東京、さらには日本の文化、美意識、匠の技を実感してもらえる伝統工芸品や地域の伝統的な産品等を記念品として大会関係者に贈呈することにより、海外へのPRと都内伝統工芸品産業の振興を推進する。

本事業は都が中心となり、組織委員会との連携や他道府県への呼びかけを行い、オールジャパンの取組として実施する。

## 13 ファッション産業の振興（経営支援課）

東京では、ファッションに関する様々なショーや展示会が異なる時期と場所で個別に開催されているため、いずれも世界や国内からの注目の度合いは高くなく、商談や来場者の増加による発展のきっかけが見通せない状況にある。

このため、都とファッション業界が連携し、街全体でファッションを盛り上げる雰囲気醸成し、幅広い層へ東京のファッションの魅力を発信することにより、新たなビジネスチャンスの創出やアジアのファッション拠点としての東京のプレゼンス確立を目指す。

## 14 地域特性に着目した産業振興（経営支援課）

業界団体や民間企業などが企画・実施するそれぞれのエリアの地域特性に着目した産業振興に資するイベントや広報・PRへの支援を行うことにより、今後見込まれる様々な中長期のビジネスチャンス拡大に向け、中小企業の優れた製品やサービス等を効果的にアピールする機会を創出し、東京の産業力を高め、活性化を図っていく。

## 15 eスポーツに係る産業の振興（経営支援課）

eスポーツは、日本のみならず全世界で流行の兆しを見せており、今後さらなる発展とプレー人口の増加が見込まれる。それに伴い、イベントの開催やゲームソフトの開発などビジネス分野においても需要の拡大が期待される。

そこで、eスポーツに関連する産業の振興に向けた啓発イベントを開催し、認知度の向上を図るとともに、都内中小企業の優れた商品やサービス等を効果的に発信する機会を創出することにより、東京の産業力を高め、さらなる活性化を図っていく。

## 第7 試験研究機関

先端技術による革新的な技術開発によって新たな製品等を開発し、ユーザーの信頼を勝ち取ることは中小企業にとって重要な課題である。

そこで、東京都は、試験研究機関を設置して、中小企業の抱える技術的課題に積極的に支援している。

### 試験研究機関名及び所在地

＜地方独立行政法人東京都立産業技術研究センター（分野：産業技術）＞

- ・本部（江東区青海2-4-10）
- ・多摩テクノプラザ（昭島市東町3-6-1 産業サポートスクエア・TAMA内）
- ・城東支所（葛飾区青戸7-2-5 城東地域中小企業振興センター内）
- ・墨田支所・生活技術開発セクター（墨田区横網1-6-1 KFCビル12階）
- ・城南支所・先端計測加工ラボ（大田区南蒲田1-20-20 城南地域中小企業振興センター内）
- ・東京ロボット産業支援プラザ（江東区青海2-5-10テレコムセンタービル東棟2階）
- ・IoT支援サイト（江東区青海2-5-10テレコムセンタービル東棟3階）
- ・バンコク支所（MIDI Building, 86/6, Soi Treemit, Rama IV Road, Klongtoei, Bangkok10110）

＜東京都立皮革技術センター（分野：皮革技術）＞

- ・皮革技術センター（墨田区東墨田3-3-14）
- ・台東支所（台東区花川戸1-14-16）

### 1 地方独立行政法人東京都立産業技術研究センター（創業支援課）

産業技術研究センターの業務運営に必要な経費を交付し、試験研究施設・設備の整備や必要な人材の確保・育成など、運営体制の維持・強化を図ることにより、都内中小企業に対する技術支援や研究開発を効率的かつ効果的に実施し、もって東京の産業の発展と都民生活の向上に寄与する。

#### (1) 研究開発

基盤技術の高度化や今後成長が見込まれる技術の強化を目的に研究開発を行い、中小企業の技術課題への対応や新産業の育成、都市課題の解決に寄与する。

（主な事業）

- ・基盤研究
- ・共同研究
- ・外部資金導入研究
- ・ロボット産業活性化事業
- ・中小企業のIoT化支援事業
- ・航空機産業への参入支援事業
- ・障害者スポーツ研究開発推進事業
- ・バイオ基盤技術を活用したヘルスケア産業支援事業

・プラスチック代替素材を活用した開発・普及プロジェクト

(2) 技術支援・製品開発支援

専門知識や試験研究設備を活用した、技術的アドバイスや各種試験測定・分析などによって、中小企業の技術的課題の解決を支援する。

また、高付加価値製品の開発や売れる商品開発のための技術支援、製品の信頼性・安全性を確保する品質評価など、中小企業の新製品・新技術開発を支援する。

(主な事業)

- ・総合支援窓口
- ・技術相談
- ・実地技術支援
- ・依頼試験、オーダーメイド試験
- ・ブランド試験
- ・機器利用
- ・3Dものづくりセクター
- ・先端材料開発セクター
- ・複合素材開発セクター
- ・オーダーメイド開発支援
- ・実証試験セクター
- ・生活技術開発セクター
- ・製品開発支援ラボ

(3) 技術経営支援

産業技術研究センターが保有する知的財産の活用促進や、各種助成金に対する技術審査などによって、中小企業の技術力を基盤とした新事業展開を支援する。

(主な事業)

- ・知的財産の活用
- ・技術審査

(4) 海外展開支援

広域首都圏輸出製品技術支援センター（MTEP）では、1都10県1市の公設試験研究機関が連携して、中小企業のための海外展開支援サービスを実施する。海外の製品規格の情報提供、評価試験等の支援を実施するとともに、海外市場参入を検討する企業向けのセミナー等を行う。また、タイ王国バンコク支所にて、海外に展開する中小企業に対し現地技術支援するとともに、現地情報を都内中小企業へ提供する。

(主な事業)

- ・海外展開技術支援（広域首都圏輸出製品技術支援センター（MTEP））
- ・海外支援拠点（バンコク支所）

(5) 産業交流

中小企業と大学や他の試験研究機関との連携、又は企業同士の連携を促進することで、新製品開発や新規事業への進出を支援する。

(主な事業)

- ・東京イノベーションハブ（産学公金連携支援施設）
  - ・異業種交流
  - ・業種別交流会、技術研究会
  - ・公設試験研究機関連携、行政・試験機関等連携
- (6) 産業人材育成
- 新技術や産業動向に係わる実践的な研修・セミナーを行い、中小企業の技術力向上や技術者の養成を支援する。
- （主な事業）
- ・技術セミナー、講習会
  - ・オーダーメイドセミナー
- (7) 情報発信
- 研究発表会や展示会など様々な機会や各種広報媒体を活用して、産技研の研究成果や保有する技術情報を発信し、その普及・利活用を促進する。
- (8) 震災復興支援
- 東日本大震災からの産業復興を支援するため、福島第一原子力発電所事故による放射性物質の漏出に伴う風評被害対策などを行う。
- （主な事業）
- ・大気浮遊塵等放射能測定業務
  - ・都内中小企業の工業製品の出張放射線検査
- (9) ものづくりベンチャー育成事業
- 都と産業技術研究センター、支援機関等が連携し、ものづくりベンチャーが短期間でアイデアを形にすることができ、技術指導や機器利用、資金調達等、段階に応じて必要な支援を受けながら短期間で成長できるような仕組みを構築する。

## 2 東京都地方独立行政法人評価委員会の運営（創業支援課）

地方独立行政法人法で定める附属機関である評価委員会を運営し、地方独立行政法人法に基づき知事が行う産業技術研究センターの各事業年度及び中期目標期間に係る業務の実績に関する評価、産業技術研究センターの業務運営に関する中期目標の策定や中期計画の認可等について意見の聴取などを行う。

## 3 東京都立皮革技術センター

### (1) 依頼試験

品質管理や性能評価などの要望に応じて、皮革原材料、革製品、靴についての各種試験を行う。また、この試験を通じて、企業の技術開発力の強化、品質向上等に結びつける技術支援も合わせて実施する。

### (2) 受託事業

皮革工業技術の高度化、需要の多様化に対応するため、探求的要素を含む分析を必要とするなど依頼試験にはなじまない試験、開発について、受託事業として実施する。

（受託事業実績例）

- ・皮革から溶出する六価クロムの定量
- ・ソフトネステスト
- ・ブリ皮の鞣製
- ・海外製革の性状調査
- ・ISO規格に基づく透湿度の測定
- ・靴底の耐滑性試験
- ・トゥシューズ及び芯材の性能評価試験

### (3) 技術支援

皮革産業が抱える技術的課題に対し、随時技術相談に応じるとともに、講習会、講演会、ゼミナール、情報誌、ホームページなどにより情報提供を行う。実験棟内にある皮革製造用機械を試験・製品開発用として有料で開放している。

(事業実績例)

- ・ホームページによる情報提供
- ・皮革産業技術者研修
- ・情報誌「かわとはきもの」の発行
- ・皮革関連ゼミナール

### (4) 研究

業界の要望や行政需要にマッチしたテーマを取り上げ、皮革技術の応用研究に重点をおいて多様な研究に取り組んでいる。その結果を研究報告書、各種講習会、実地技術支援などで活用し、皮革関連産業の技術振興を図っている。

(研究事例)

- ・ISO規格に基づく試験方法の検討－耐水度－
- ・靴用材料の性状調査～甲材料と裏材料～
- ・硫化物を使用しない脱毛法の開発

## 第8 商工施設の整備

### 1 産業交流拠点（仮称）施設整備（経営支援課）

多摩地域の広域的産業交流の中核機能を担い、都域を越えた産学・産産連携を促進する交流拠点を八王子市に整備し、平成30年度より、着工している。

## 第9 金融支援

中小企業の資金調達の円滑化を図るため、信用保証制度に基づく中小企業制度融資を実施するとともに、資金調達の多様化に向けて、都独自の制度である「東京都と地域の金融機関とが連携して実施する融資制度（東京プラスサポート）」や、中小企業が保有する動産や債権を担保とする融資制度などを推進している。また、地域金融機関と連携し、女性・若者・シニアの地域に根ざした創業へのサポートや、事業承継に係る啓発から計画の策定、資金供給まで一貫した支援を実施するほか、ファンドへの出資を通じて中小企業やベンチャー企業への支援を強化している。

さらに、貸金業者の適切な業務運営を確保し、資金需要者等の利益保護を図るため、貸金業の指導監督を行っている。

### 1 中小企業制度融資（金融課）

中小企業制度融資は、信用力が弱く、金融機関からの融資を受けにくい中小企業の資金調達の円滑化を図るため、都、東京信用保証協会及び金融機関の3者が協調して行う融資である。都は融資の原資となる資金を金融機関へ預託し、金融機関が都の定める融資条件の範囲内で、東京信用保証協会の保証を付して融資を行っている。

令和元年度については、制度融資の融資目標額を1兆5,000億円に設定し、①テレワークや時差Bizなど働き方改革に取り組む中小企業の資金調達に幅広く活用できる「働き方改革支援融資」の創設、②「事業承継融資」において、M&Aにより事業承継に取り組む中小企業に対し、一括返済が可能な特例制度の創設、③「設備投資・企業立地促進融資」において、設備投資の融資期間の上限を15年に拡大し、設備資金に付随する運転資金も新たに対象化、④小規模企業の運転資金に対応し、融資期間1年以内の一括返済が可能で、1年毎の更新により返済せずに継続利用ができる「小口短期融資」の創設など、中小企業の積極的な事業展開や経営安定のために制度の充実を図っている。

### 2 中小企業金融の信用補完等（金融課）

中小企業の資金需要に対し東京信用保証協会の積極的な保証を促進するため、東京信用保証協会が保証債務の履行により取得した求償権の一部について、原則として償却の際に補助を行うほか、中小企業の資金調達に係る費用負担軽減のため、信用保証料の一部を都が負担する。

<平成30年度実績>

- |                        |            |
|------------------------|------------|
| ・東京信用保証協会保証債務履行に伴う損失補助 | 52億3,982万円 |
| ・信用保証料補助               | 67億2,666万円 |

<東京信用保証協会>

- |              |   |                     |
|--------------|---|---------------------|
| ・根拠法令        | 信用保証協会法(昭和28年法律第196号)   |                     |
| ・業務          | 中小企業者等に対する資金融資が円滑に行われるよう、中小企業又はこれらの組織する組合が、銀行その他の金融機関から資金の貸付等を受ける際に、その貸付金等の債務を保証する。 |                     |
| ・平成30年度末基本財産 | 3,028億1,332万円   | (都出えん金 129億1,954万円) |



・平成30年度保証承諾額	7万8,374件	1兆972億4,660万円
・平成30年度代位弁済額	4,831件	482億383万円

### 3 金融機関と連携した海外展開支援（金融課）

（独）日本貿易振興機構（JETRO）、（独）中小企業基盤整備機構、（公財）東京都中小企業振興公社と金融機関とが連携し、融資実行と併せ、状況に応じた継続的なハンズオン支援を実施し、中小企業の海外展開を後押しする。

### 4 東京都と地域の金融機関とが連携して実施する融資制度（東京プラスサポート）（金融課）

高い技術力や優れたビジネスプラン等を有しているにもかかわらず、当面の事業継続に必要な運転資金等の確保に困窮する中小企業に対し、都と地域の金融機関とが連携して金融支援を適切かつ円滑に実施し、中小企業の資金繰りの改善を図る。

取扱金融機関に対して都が貸付原資の一部を預託して、低利な資金を供給するとともに、個別の中小企業の債務不履行に伴い保証機関又は金融機関が被る損失に対し、補助を実施する。

### 5 東京都動産・債権担保融資（ABL）制度（金融課）

中小企業の資金調達が多様化を図るため、不動産に頼らずに、中小企業が保有する機械・設備（車両、建設機械、工作機械等）や売掛債権、在庫など様々な資産を担保として有効活用し、事業資金を融資する。

担保物件の種類ごとに優れたノウハウを持つ専門機関が動産や債権の評価・管理等を行い、金融機関の融資をサポートする。

都は、中小企業の負担軽減のため、担保物件の評価費用や保証料等の必要経費を補助するとともに、個別の債務不履行等に対して、損失補助を実施する。

### 6 女性・若者・シニア創業サポート事業（金融課）

都内での女性・若者・シニアによる地域に根ざした創業を支援するため、信用金庫・信用組合を通じた低金利・無担保の融資と地域創業アドバイザーによる経営サポートを組み合わせ提供とする。

都は東京都信用金庫協会・東京都信用組合協会を通じて、融資原資を信用金庫・信用組合に預託して低利な資金を供給するとともに、アドバイザーによる経営サポート費用を補助している。

令和元年度については、高齢化が進む中、シニア層による積極的な創業を後押しするため、①シニアの創業に豊富な経験を有する専門家によるセミナーを新たに開催、②シニアに対する地域創業アドバイザーによる無料相談回数を3回から5回に拡充、③本事業を利用したシニアによる優れた創業事例の表彰制度の新設など、支援の充実を図っている。

### 7 金融機関と連携した事業承継支援（金融課）

事業の収益性がありながらも財務上の課題により事業承継が円滑に進まない中小企業者に対して、金融機関と専門家が連携して事業承継計画の策定から実行までを継続的にサポートしつつ、

必要な資金を融資する。

都は統括支援機関を通じて、融資原資を取扱金融機関に預託して事業承継に必要な資金を供給するとともに、統括支援機関による事業承継サポート費用を補助している。

※新規の受け付けは、平成30年度をもって終了。

## 8 地域金融機関による事業承継促進事業（金融課）

地域経済において大きな役割を果たす中小企業が保有する技術や人材を次世代に引き継ぐため、都と地域金融機関が連携し、事業承継に係る啓発から計画の策定、計画実行に必要な資金供給まで一貫した支援を行う。

## 9 中小企業経営承継円滑化法による金融支援（金融課）

中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律第13条及び第14条による金融支援の前提となる同法第12条に基づく認定等を行う。

## 10 中小企業向けファンドへの出資（金融課）

中小企業やベンチャー企業は、事業拡大に必要な資金の調達が困難であるとともに、技術のさらなる展開や販路拡大等に必要なネットワークの構築が難しい現状がある。そこで都は、ファンドへの出資を通じて、中小企業やベンチャー企業に対して資金供給と経営支援を行っている。

### (1) ベンチャー企業成長支援ファンド

平成25年1月、民間事業者等とともに本ファンドへの出資を行い、有望な技術力を持つものづくりベンチャー企業を対象に、資金・経営の両面からの支援を行っている。

### (2) 中小企業連携促進ファンド

平成28年11月、民間事業者等とともに本ファンドへの出資を行い、知名度の低さなどによりネットワーク構築に取り組むことが困難な中小企業を対象に、大学・大企業・地方の企業等との連携を促進し、資金・経営の両面からの支援を行っている。

### (3) ベンチャーファンド

平成29年12月、民間事業者等とともに本ファンドへの出資を行い、IoTやAIなど先端技術を活用したイノベーションの創出やグローバルな活躍を目指すベンチャー企業を後押ししていくとともに、ベンチャーに対する民間投資の活性化につなげていくための支援を行っている。

### (4) 事業承継支援ファンド

平成31年1月、民間事業者等とともに本ファンドへの出資を行い、成長可能性を有する中小企業の事業承継を円滑に進めるとともに、事業承継を契機とした次なるステージへの成長を促進するための支援を行っている。

## 11 クラウドファンディングを活用した資金調達支援（金融課）

主婦・学生・高齢者等の様々な層による創業や新製品の開発、ソーシャルビジネスへの挑戦を促進するため、クラウドファンディングを活用した資金調達支援を行う。あわせて、本事業を通じクラウドファンディングの普及も図る。

## 12 災害復旧資金融資等利子補給事業（金融課）

平成23年3月に発生した東日本大震災及び平成25年10月に発生した大島台風被害に係る災害復旧資金融資について、被災者の負担を軽減するため利子補給を行う。

## 13 中小企業設備リース事業（商工部調整課）

リース実施機関である（公財）東京都中小企業振興公社が、中小企業に代わって生産設備等を購入し、低廉な価格でリースすることにより、中小企業者等の経営基盤の強化に必要な設備等の導入を促進する。※新規採択は平成28年度で終了。

## 14 高度化資金貸付（金融課）

独立行政法人中小企業基盤整備機構法(平成14年法律第147号)に基づき、中小企業者が事業の共同化、協業化、工場・店舗等の集団化等、中小企業構造の高度化に寄与する事業を実施する場合に必要な資金の一部を、事業協同組合等中小企業者が組織する団体に貸し付ける。

(貸付予算額)

(単位：千円)

	令和元年度予算額	平成30年度予算額	増 △ 減
高度化資金貸付対象事業費	140,000	90,000	50,000
東京都貸付負担額	19,000	9,000	10,000

(平成30年度貸付実績)

普通貸付		広域貸付		合計	
0件	0千円	1件	8,532千円	1件	8,532千円

## 15 包括連携協定に基づく金融機関との連携推進等（金融課）

都は株式会社東京きらぼしフィナンシャルグループ等と締結している「東京における産業振興に関する包括連携協定」に基づく金融機関との連携の推進等を行っている。

また、都は株式会社東京きらぼしフィナンシャルグループの株主であることから、同社の経営状況の把握等を行っている。

## 16 都内中小企業に対する施策活用促進事業（金融課）

地域に密着した地域金融機関の力を最大限に活用し、都内中小企業に対して都の産業振興施策の更なる浸透を図るため、産業振興施策コーナーの設置等を行っている。

## 17 貸金業の指導監督（貸金業対策課）

貸金業法に基づき、新規・更新等の登録や立入検査等による貸金業者の指導監督を強化すると

ともに、苦情相談等に適切に対応することにより、貸金業者の業務の適正化と資金需要者等の利益の保護を図る。

(1) 根拠法令

「貸金業法」(昭和58年法律第32号)、同法施行令(昭和58年政令第181号)、同法施行規則(昭和58年大蔵省令第40号)、「出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律」(昭和29年法律第195号)

(2) 事業内容

- ア 貸金業者の登録事務(登録・届出、証明、照会、閲覧等)
- イ 貸金業に係る苦情・相談
- ウ 登録業者の指導及び立入検査及び行政処分、事業報告書・業務報告書の徴求・集計
- エ 貸金業に係る会議、関係機関との連絡調整
- オ 貸金業の総合的監督対策(登録業者の資質向上のための取組等)
- カ 貸金業に係る啓発宣伝事業等